大和市 地域福祉計画

第6期 令和7年度~令和11年度

つながりが生みだす豊かな暮らし

~一人ひとりが健康で心豊かな暮らしを 営むことができる地域をつくる~

はじめに

近年、人口減少や少子高齢化の進行に加え、人々の価値 観やライフスタイルの多様化に伴い、地域のつながりや支 え合いが弱まっており、ひきこもりや、虐待、孤独死など 社会的孤立を要因とした様々な課題が地域社会で顕在化し ています。

また、高齢の親が長期間ひきこもり状態となった子の面倒をみる8050問題や介護と育児を同時に担うダブルケアなど、ひとつの世帯で抱える生活上の課題が複雑化・複合化することにより、課題ごとの対応に加え、課題全体を捉え関わっていくことが必要なケースも増加しています。

このような状況を受け、誰もが地域で孤立することなく、安心して暮らしていける地域共生社会の実現に向けて、

地域住民が抱える生活課題の解決に必要な支援が包括的に提供される包括的支援体制の構築が求められています。

この度策定した、「第6期大和市地域福祉計画」の基本理念である「つながりが生みだす豊かな暮らし」は、地域福祉のさらなる推進や向上、地域共生社会の実現に資することを目指したもので、「公助」「共助」「自助」を地域の実情に合わせた形でバランスよく適切に機能させながら、包括的な相談支援体制の整備や孤立させない地域づくりなどに取り組むこととしています。

また、「大和市成年後見制度利用促進に関する基本方針」と「大和市再犯防止推進に関する基本方針」も本計画において定め、地域福祉の取り組みと連動させて推進します。

本計画の基本理念を実現していくためには、市が積極的に取り組んでいくことに加え、市民の皆様、地域、団体との連携・協力が必要不可欠になります。地域に関わる方々とのつながりを大切にしながら、本計画に掲げた施策を着実に実行して参ります。より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、アンケート調査やパブリックコメントにご協力いただきました多くの市民や関係団体、関係者の皆様、熱心にご議論くださいました大和市社会福祉審議会の皆様に心から感謝申し上げます。

令和7年3月

大和市長 古谷田 力

目 次

第	1	章	計画の	D策定にあたって	1
	1 2	計画	の位置で	背景と趣旨	2
;	3	持続	可能な開	月発目標(SDGs)への対応	5
第	2	章	地域福	冨祉をめぐる国の動向	6
第	3	章	市の地	也域福祉を取り巻く現状	9
	1	地域	福祉に関]連する統計データ	9
2	2			いのアンケート調査	
	3			『者ヒアリング調査	
4	4	第5	期大和市	5地域福祉計画における取り組み	34
第	4	章	目指す	けべき地域福祉の姿と計画の柱	38
	1	基本	理念		38
:	2	基本	目標		39
(3	計画	の体系図	3	40
第	5	章	個別目	目標の展開	41
	【個	別目	標1】	包括的な相談支援体制を整えます	41
	【個	別目	標2】	一人ひとりに合った適切な支援を行います	48
	【個	別目	標3】	福祉への理解と関心を高めます	51
	【個	別目	標4】	地域福祉活動の担い手を確保し連携を強化します	54
	【個	別目	標 5 】	孤立させない地域づくりを推進します	59
	【個	別月	標6】	地域での健康づくりを支援します	63

第6	章 成年後見制度利用促進に関する基本方針	65
1	基本方針の趣旨	65
2	市の成年後見制度に関連する統計データ	66
3	市民・専門職へのアンケート調査	68
4	成年後見制度に関する現状と課題	70
5	基本方針	71
第 7	章 再犯防止推進に関する基本方針	74
1	基本方針の趣旨	74
2	再犯防止に関連する統計データ	
3	市民へのアンケート調査	
4	再犯防止に関する現状と課題	78
5	基本方針	79
第8	章 計画の推進体制と進行管理	80
資料	編	82
1	計画策定の体制	82
2	計画策定の経過	84
3	諮問、答申	87
4	地域福祉に関するアンケート調査結果(抜粋)	88



計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

誰もが住み慣れた地域で自分らしく、生きがいをもって暮らすためには、地域の住民同士がお互いの個性や権利を認め合いながら、支え合い助け合う「地域福祉」を推進していくことが大切です。

近年、人口減少や少子高齢化の進行、人々の価値観やライフスタイルの多様化等を背景に、地域における人間関係の希薄化や従来の地域福祉活動の担い手不足等が進んでおり、地域で支え合う力は弱まりつつあります。そのような中、地域住民が抱える生きづらさや課題は複雑化・複合化(8050問題*、ダブルケア*、社会的孤立等)しています。

こうした課題に対応するために、制度・分野ごとの「縦割り」や「支える側」「支えられる側」といった関係を超えて、人と人、人と社会がつながり支え合う取り組みが 生まれやすい環境を整える新たなアプローチが求められています。

本市では、地域福祉計画の策定が努力義務化される以前の平成15年に大和市地域福祉計画を策定し、地域福祉を推進してきました。近年では、平成30年度に第5期大和市地域福祉計画(以下、「前計画」という)を策定し、「つながりが生みだす豊かな暮らし」を基本理念とした、地域福祉に関する取り組みを総合的に展開してきました。

この度、令和6年度をもって前計画の計画期間が終了することから、国の制度改革や社会情勢、地域の状況を踏まえるとともに、今後一層多様化していく福祉課題や地域のニーズに対応するため、「第6期大和市地域福祉計画」(以下、「本計画」という)を策定します。

1

^{※ 【8050} 問題】: ひきこもりの状態が長期化し、中高年となった子どもを支えてきた親も高齢化した結果、介護や貧困で生活が立ち行かなくなり、家族が孤立する問題。

^{※ 【}ダブルケア】: 子育てと親や親族の介護が同時期に発生する状態のこと。

2 計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に規定される市町村地域福祉計画と位置付けます。

(社会福祉法 第107条)

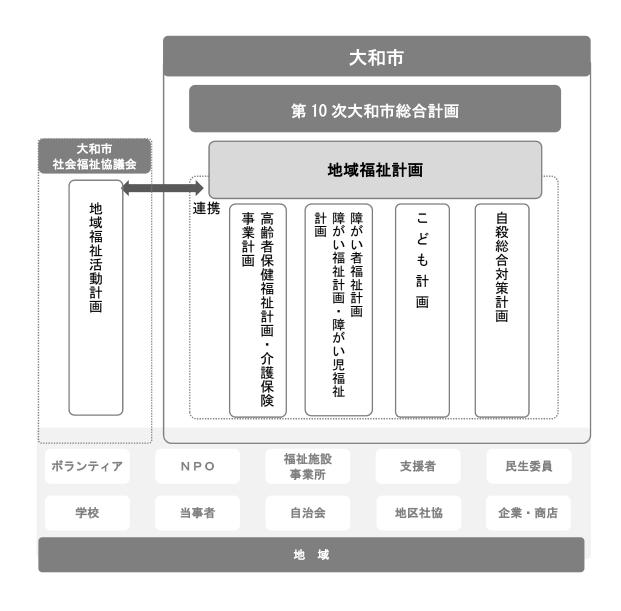
第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

(2) 他の計画との関連

本計画は、社会福祉法第107条に規定される市町村地域福祉計画と位置づけます。 地域福祉推進組織である大和市社会福祉協議会(以下、「市社協」という)が策定する 大和市社協地域福祉活動計画とともに、市の行政計画として官民連携により地域福祉 を推進します。

また、第10次大和市総合計画に則した福祉分野の計画であり、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障がい者福祉計画、障がい福祉計画・障がい児福祉計画、こども計画、自殺総合対策計画等、福祉分野の個別計画の理念や施策等を包括的な視点から総合化する計画です。社会福祉法第107条第1項の規定を根拠に、福祉分野の個別計画の上位計画として、各計画の推進にあたって重要となる地域力の向上を図るとともに、市民と行政とが協力して地域課題に取り組むための共通の方向性を示します。



(3)計画の期間

計画の期間は、第10次大和市総合計画基本計画との整合を図り、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

《計画の期間》

	R5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度
総合計画	第9	· 9次	第	10 次大和	市総合計	画基本計	画	
高齢者保健福祉計画 · 介護保険事業計画	第8期		第9期					
障がい者福祉計画	(5 t	1年)			(5ヵ年)			
障がい福祉計画・ 障がい児福祉計画	第6期· 第2期	第7	期・第3	期				
こども計画	第2期 も・子 援事業	育て支			(5ヵ年)			
自殺総合対策計画	第1	期			第2期			
地域福祉計画	第5	5期	第6	期地域社	富祉計画	(5ヵ年	E)	
	I	1						
社協地域福祉活動計画	第6	次		第72	欠(5ヵ	年)		

3 持続可能な開発目標(SDGs)への対応

持続可能な開発目標(SDGs)とは、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において掲げられた、令和12年までに達成する国際社会共通の目標です。

SDGsは、持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための17のゴールと 169のターゲットで構成されており、政府や企業、市民社会が、経済・社会・環境の あらゆる課題に、同時解決的に取り組むことを目指しています。

本計画では、SDGsのゴールのうち、地域福祉と特に関連が深い「貧困をなくそう」「すべての人に健康と福祉を」「ジェンダー平等を実現しよう」等8つのゴールの達成に寄与することを念頭に置きながら、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念に沿って取り組みを進めていきます。

SUSTAINABLE G ALS











地域福祉をめぐる国の動向

(1) 地域共生社会の推進

かつて、地域・家庭・職場といった生活の様々な場面において、支え合いの機能が存在しましたが、高齢化や人口減少の進行等により支え合いの基盤は弱まりつつあります。

こうした社会構造の変化に伴い、地域や家庭が果たしてきた役割の一部を代替する 必要性が高まったため、国では、高齢者、障がい者、子ども等の対象者ごとに、公的 支援の充実を図ってきましたが、昨今、様々な分野の課題が絡み合って複雑化したり、 地域で孤立し適切な支援に結びつかず課題が深刻化するといった状況がみられ、対象 者別に整備された公的支援では対応が困難なケースが顕在化しています。

そこで、住民、企業、地域組織、行政等地域におけるあらゆる主体が、年代や立場等を超えてつながり、支え合うことで、自分らしく活躍することができる「地域共生社会」の実現が求められています。

(2) 地域共生社会の実現に向けた法改正

平成29年2月に、厚生労働省は「『地域共生社会』の実現に向けて(当面の改革工程)」を公表し、「地域課題の解決力の強化」「地域丸ごとのつながりの強化」「地域を基盤とする包括的支援の強化」「専門人材の機能強化・最大活用」の4つの柱に沿ってその具体化に向けた改革を進めていくこととしました。

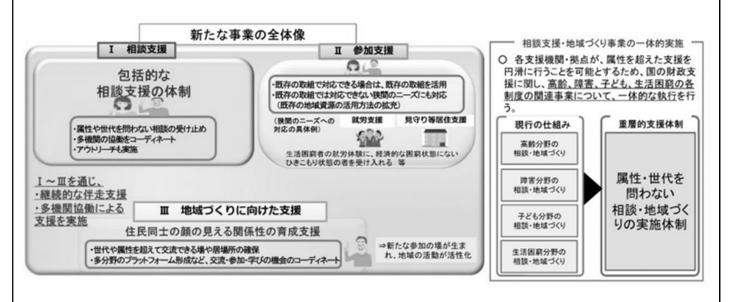
この改革の一つとして平成30年4月に施行された改正社会福祉法では、地域福祉推進の理念として、支援を必要とする住民が抱える多様で複合的な地域生活課題を、住民や福祉関係者が把握し、関係機関との連携等により解決を図ることが明記されるとともに、この理念を実現するために、市町村に対し、地域住民の地域福祉活動への参加を促進する環境整備や、関係機関が連携して分野を超えた相談に応じる体制を構築すること等、包括的な支援体制づくりに努めることが規定されました。

併せて、市町村による地域福祉計画の策定が努力義務として規定されるとともに、 福祉の各分野における共通事項を定める、福祉分野の上位計画として位置づけられま した。 また、令和3年4月に施行された改正社会福祉法では、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した生活課題や支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する新たな事業(重層的支援体制整備事業)の枠組みが創設されました。

年	地域共生社会の実現に関する国の主な動き
平成 28 年	「ニッポンー億総活躍プラン」閣議決定 「地域共生社会」の実現を提唱「社会福祉法」の改正 社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の実施
平成 29 年	「社会福祉法」の改正 市町村による包括的な支援体制の整備の推進 市町村地域福祉計画の充実地域福祉計画策定ガイドラインの通知
令和2年	・「社会福祉法」の改正 重層的支援体制整備事業の創設等について規定

<重層的支援体制整備事業の概要>

重層的支援体制整備事業は、市町村において、既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かし、子ども・障がい・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれないような"地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズ"に対応する包括的な支援体制を構築するため、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施するものです。



【参考】重層的支援体制整備事業(出典:厚生労働省資料より抜粋)

(3) 成年後見制度の利用促進

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がい等により、財産管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支えるための制度ですが、この制度は十分に利用されていませんでした。高齢化の進行に伴い、制度の重要性は今後一層高まることから、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、その中で市町村における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な事項を市町村計画に定めるよう努めることとされました。

(4) 再犯防止対策の推進

近年、刑法犯により検挙された者の約半数が再犯者であるという状況が続いており、 安全で安心して暮らせる社会を構築する上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ再犯防止 が大きな課題となっています。このような状況を踏まえ、平成28年12月に「再犯の 防止等の推進に関する法律」が施行され、国の責務の明確化や市町村の再犯防止対策 を推進するため、地方再犯防止推進計画の策定が努力義務化されました。

(5) 国の動向を踏まえた市の方針

市では、国の動向を踏まえ、既存の取り組みや地域の社会資源等を重ね合わせた事業 デザインや円滑な事業推進に向けた人材育成のあり方の検討等、地域共生社会の実現に 向けた取り組みを進めていきます。また、地域福祉の観点から、第6期大和市地域福祉 計画の策定と合わせて、「成年後見制度利用促進に関する基本方針」「再犯防止推進に関 する基本方針」を定め、誰もが地域社会の中で安心して暮らし続けられる社会をつくる 取り組みを推進します。



市の地域福祉を取り巻く現状

1 地域福祉に関連する統計データ

(1) 人口・世帯数の推移

① 総人口の推移・推計

市の総人口は、市制施行以来一貫して増加してきました。しかし、令和7年からは増加が緩やかになり、令和17年以降は減少に転じると推計されています。

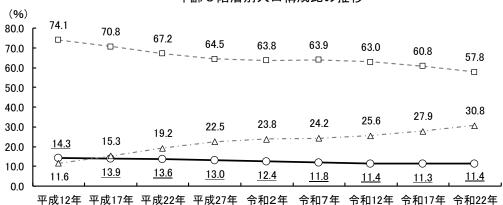
総人口の推移・推計



資料:平成12年~令和2年は住民基本台帳(各年4月1日)、 令和7年以降は第10次大和市総合計画 推計値

(2) 年齢3階層別人口構成比の推移

年齢別の構成は、少子高齢化の傾向が年々顕著になり、令和7年には約4人に1人 が65歳以上の市民になり、以降も増加し続けると予測されています。



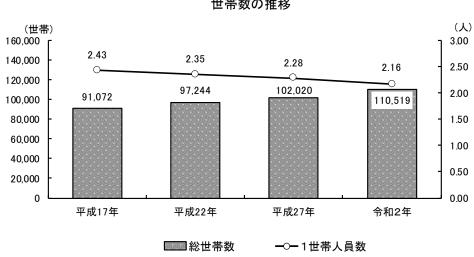
年齢3階層別人口構成比の推移

—○— <u>年少人口(O~14歳)</u> --□-- 生産年齢人口(15~64歳) -·△·- 老年人口(65歳以上)

資料: 平成12年、平成17年は国勢調査、平成22年~令和2年は住民基本台帳(各年4月1日)、 令和7年以降は第10次大和市総合計画 推計値

世帯数の推移

市の世帯数は一貫して増加している一方、1世帯当たりの人員は減少傾向にあり、 令和2年には2.16人と世帯の小規模化が進んでいます。

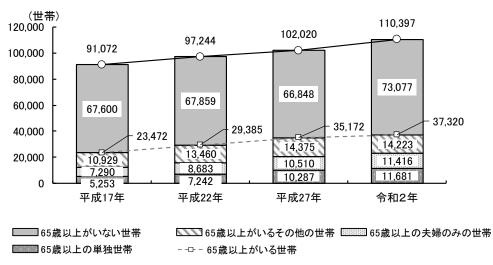


世帯数の推移

資料:国勢調査

④ 65歳以上の人がいる世帯数の推移

65歳以上の人がいる世帯は、単身世帯、夫婦のみの世帯、その他の世帯のいずれも 増加傾向にあり、令和2年には合計で37,320世帯となりました。世帯全体に占める 割合は33.8%にのぼっています。



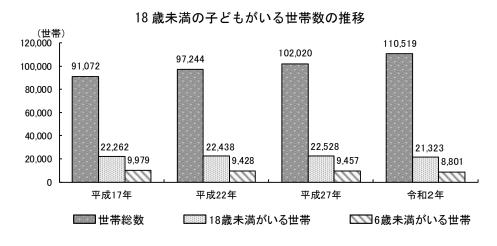
65歳以上の人がいる世帯数の推移

※令和2年の世帯数の合計は一般世帯数の合計(110,397世帯)となっており、総世帯数(110,519世帯)と数値は異なっています。

資料:国勢調査

⑤ 18 歳未満の子どもがいる世帯数の推移

18歳未満の子どもがいる世帯数は22,000世帯台で微増していましたが、令和2年では減少しています。また、6歳未満の子どもがいる世帯は、年々減少傾向にあります。このことから今後18歳未満の子どもがいる世帯数がさらに減少していくことが見込まれます。



資料:国勢調査

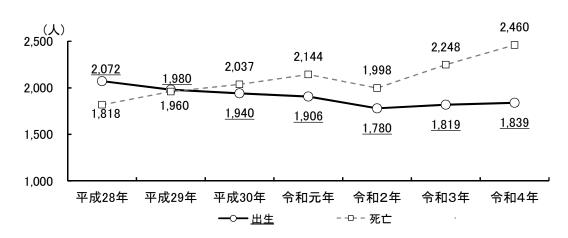
(2) 人口動態

市では、近年、転入数が増加傾向にあり、転入数が転出数を上回っています。 出生数については、長年、死亡数を上回ってきましたが、平成29年からは死亡数が出 生数を上回っています。

15,000(人) 13,570 13,581 13,574 12,891 12,399 12,150 11,747 - -- -□- - -11,264 11,615 11,179 11,469 11,194 10,867 11,202 10.000 5,000 平成28年 平成29年 平成30年 令和元年 令和2年 令和3年 令和4年 **-○一<u>転入</u>** ---- 転出

転入数、転出数の推移

資料:大和市統計概要



出生数、死亡数の推移

資料:大和市統計概要

(3)地域別の人口の推移

市の人口増減の状況は、地域によって大きく異なっています。平成30年から令和5年にかけては、北部の下鶴間地区、中央林間地区等や、中部の深見大和地区、上草柳地区等で人口が増加しており、一方、南部の和田地区や福田北地区等では人口が減少しています。南部では65歳以上の人口の割合も高くなっています。人口増加が顕著な地域では、転入者も含めた地域コミュニティの形成、人口減少が顕著な地域では従来の地縁活動の維持や再構築が求められます。

地域別の人口増減と高齢化の状況

	人口(人)	65 歳以	65 歳以上人口(人)(割合%)				65 歳以 上人口 増減率
	平成 30 年	令和5年	平成 30	年	令和5年		H30∼R5	H30∼R5
大和市全域	236, 653	244, 337	55, 689	23. 5%	58, 273	23. 9%	3. 2	4. 6
下鶴間地区	38, 994	41, 344	7, 906	20.3%	8, 686	21.1%	6.0	9.9
中央林間地区	27, 442	30, 874	5, 142	18. 7%	5, 761	18. 7%	12.5	12.0
南林間地区	28, 635	28, 932	6, 829	23.9%	7, 254	25. 1%	1.0	6. 2
鶴間地区	22, 476	22, 449	5, 798	25.8%	6,000	26.8%	-0.1	3. 5
深見大和地区	27, 552	28, 871	5, 656	20.5%	6, 025	21.0%	4.8	6. 5
上草柳地区	14, 744	15, 415	3, 223	21.9%	3, 282	21.2%	4.6	1.8
中央地区	17, 359	17, 439	4, 367	25. 2%	4, 512	26. 1%	0.5	3. 3
桜丘地区	9,720	9, 919	2, 823	29.0%	2, 811	28.3%	2.0	-0.4
和田地区	12, 777	12, 359	4, 052	31. 7%	3, 953	31. 9%	-3.3	-2.4
福田北地区	14, 615	14, 076	3, 733	25. 5%	3, 833	27. 4%	-3.7	2. 7
福田南地区	22, 339	22, 659	6, 160	27. 6%	6, 156	27. 1%	1.4	-0.1

※地区区分は大和市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の日常生活圏域の区分

資料:保健と福祉

(4) 労働力人口の推移

従来、労働力の中心を担っていた男性の15歳~64歳では、労働力人口(※1)、主に仕事をしている就業者数(※2)ともに減少傾向をたどっています。他方、男女ともに65歳以上では、労働力人口、主に仕事をしている就業者数ともに大幅に増加しています。

65歳以上の人も就業する傾向が強まっており、地域福祉活動の担い手の確保、育成に当たっては、就業者への働きかけや、非営利団体・企業等との連携も重要となっています。

労働力人口の推移

		平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和2年	增減率 (H17~R2 年)
	15 歳以上全体	190, 407	192, 955	201, 694	203, 398	6.8%
	男 15~64 歳	80, 701	77, 177	76, 829	75, 667	-6.2%
人口(人)	65 歳以上	15, 502	19, 528	23, 835	25, 248	62.9%
	女 15~64 歳	75, 823	72, 751	71, 681	71, 035	-6.3%
	65 歳以上	18, 381	23, 499	29, 349	31, 448	71.1%
	15 歳以上全体	114, 779	109, 438	112, 901	104, 115	-9.3%
	男 15~64 歳	66, 463	59, 659	58, 759	50, 899	-23.4%
労働力 人口(人)	65 歳以上	4, 650	6, 177	7, 464	7, 792	67.6%
	女 15~64 歳	41, 502	40, 277	42, 145	40, 498	-2.4%
	65 歳以上	2, 164	3, 325	4, 533	4, 926	127.6%
	15 歳以上全体	88, 606	83, 664	87, 311	81, 349	-8.2%
主に仕事	男 15~64 歳	59, 724	53, 270	53, 641	46, 332	-22.4%
をしている就業者	65 歳以上	3, 603	4, 611	5, 940	6, 226	72.8%
数(人)	女 15~64 歳	24, 373	24, 410	25, 766	26, 587	9.1%
	65 歳以上	906	1, 373	1, 964	2, 204	143.3%
労働力人	15 歳以上全体	77. 2%	76.4%	77.3%	78.1%	1.2%
口に占める主に仕	男 15~64 歳	89.9%	89.3%	91.3%	91.0%	1.3%
事をして	65 歳以上	77. 5%	74.6%	79.6%	79.9%	3.1%
いる就業	女 15~64 歳	58.7%	60.6%	61.1%	65.7%	11.8%
合	65 歳以上	41.9%	41.3%	43.3%	44.7%	6.8%

資料:国勢調査

^{※1}労働力人口…15歳以上人口のうち、就業者と完全失業者を合わせた人口のこと。

^{※2}主に仕事をしている就業者数…国勢調査週間中、賃金、給料、諸手当等収入を伴う仕事をした人の うち、家事のかたわらのパートタイマーや休業者等を除き、勤め先での仕事や自家営業等の仕事をし ていた人の数。

(5) 自治会数・自治会加入率・加入世帯の推移

自治会数は、平成30年度から令和5年度まで横ばいで推移しています。一方で、自治会加入率は年々減少傾向にあり、平成30年度と比較して令和5年度では7.9ポイント減少しています。ブロック別の加入世帯数の推移をみても、全市的に自治会加入世帯の減少が進んでいます。

自治会数・自治会加入率の推移

単位:団体、%

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自治会数	160	160	160	159	159	159
自治会加入率	65. 2	63. 5	62. 1	60. 4	58.8	57. 3

資料:大和市自治会連絡協議会(各年10月1日現在)

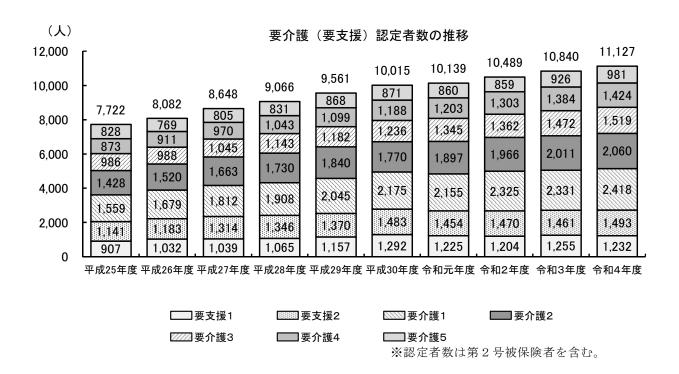
ブロック別の自治体加入世帯数の推移

単位:世帯

ブロック	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
つきみ野	4, 873	4, 859	4, 787	4, 767	4, 812	4, 788
下鶴間	5, 455	5, 400	5, 379	5, 412	5, 338	5, 358
中央林間	7, 075	7, 066	7, 017	6, 980	6, 912	6, 849
南林間	7, 864	7, 835	7, 744	7, 731	7, 713	7, 627
鶴間	6, 798	6, 722	6, 764	6, 522	6, 469	6, 324
上草柳西	2, 418	2, 338	2, 358	2, 304	2, 356	2, 296
上草柳東	2, 096	2, 070	2, 023	2, 020	2, 014	1, 969
深見南	2, 053	2, 073	2, 299	2, 285	2, 281	2, 300
深見北	2, 900	2, 841	2, 853	2, 850	2, 864	2,813
大和	3, 087	3, 118	2, 950	2, 971	2, 977	2, 663
中央	4, 934	4, 904	4, 666	4, 556	4, 408	4, 340
桜ヶ丘	3, 160	3, 116	3, 102	3, 086	2, 948	2, 917
渋谷東	4, 778	4, 688	4, 687	4, 601	4, 531	4, 462
上福田	4, 591	4, 567	4, 501	4, 361	4, 298	4, 278
渋谷西	6, 448	6, 490	6, 441	6, 454	6, 418	6, 460

(6)要介護(要支援)認定者の状況

要介護*(要支援*)認定者数は年々増加しています。令和4度末時点には11,127人となり、10年前の約1.5倍となりました。介護予防が必要な高齢者、介護が必要な高齢者、それぞれのニーズに合わせたサービス提供や住民による地域での支え合い活動が求められます。



資料:介護保険事業状況報告年報(各年3月31日)

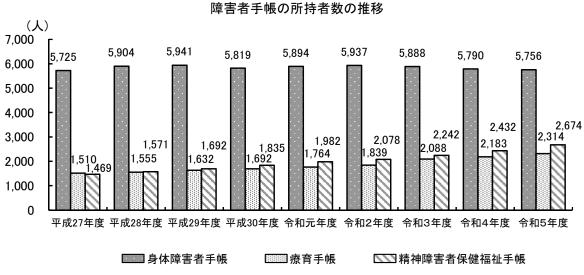
^{(【}要介護】: 入浴、排泄、食事等の日常生活動作について常時介護を要すると見込まれる状態。

^{** 【}要支援】: 現在は介護の必要がないものの、将来要介護状態になる恐れがあり、家事や日常生活に 支援が必要な状態。

(7) 障がい者の状況

① 障害者手帳の所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数は、増減を繰り返しながらも、ほぼ横ばいで推移しています。一方、療育手帳*所持者数と精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあります。



資料:保健と福祉

17

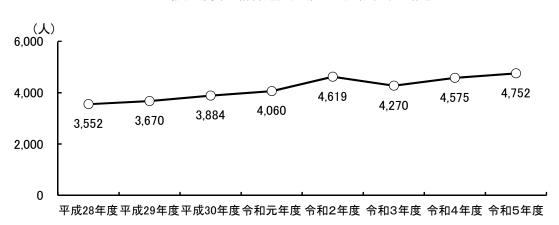
^{※ 【}療育手帳】: 知的障がいのある方へ交付される障害者手帳。

② 自立支援医療費(精神通院医療)の受給者数の推移

自立支援医療制度は、心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。①精神通院医療(精神疾患を有し、継続的に通院が必要な人を対象)、②更生医療(18歳以上の身体障害者手帳所持者で障がいの除去・軽減等の治療を受ける人を対象)、③育成医療(18歳未満の身体障がい児で障がいの除去・軽減等の治療を受ける人を対象)の3種類があります。

市の精神通院医療の受給者数は、増加傾向にあり、令和元年度には4,000人を超えました。

知的障がい者(児)や精神障がい者(児)の増加に対応した地域での支援体制が求められます。



自立支援医療費(精神通院医療)の受給者数の推移

資料:保健と福祉

(8)ひとり親世帯の状況

市のひとり親世帯の割合は、長年、6%台で推移していましたが、令和2年は4.7% となっています。誰もが安心して子育てができる支援が求められます。

ひとり親世帯の推移

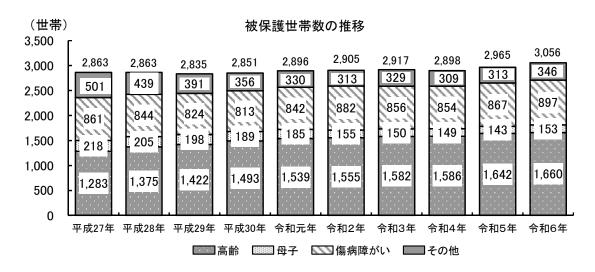
単位:世帯

	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和2年
18 歳未満の子どもがいる世帯	22, 262	22, 438	22, 528	21, 323
母子世帯	1, 284	1, 229	1, 403	916
父子世帯	178	140	157	89
ひとり親世帯計	1, 462	1, 369	1, 560	1, 005
18 歳未満の子どもがいる世帯数に	6.6%	6. 1%	6. 9%	4.7%
占めるひとり親世帯の割合	0.0/0	0.1/0	0. 9/0	4. 7/0

資料: 国勢調査

(9) 生活保護世帯の状況

生活保護受給世帯数は、平成27年から令和5年までほぼ横ばいで推移しています。 働ける人がいる世帯(「その他」)における受給世帯数は平成27年をピークに減少しているものの、高齢の受給世帯数は一貫して増加しています。各世帯の状況に合わせ、 自立支援や適切な生活支援が求められます。



資料:保健と福祉(各年4月1日現在)

(10) 生活困窮者の状況

生活保護の前段階のセーフティネット*として、自立相談支援事業*、住居確保給付金*の支給等を行っています。令和2年度からは就労準備支援*、子ども生活支援*を開始しました。令和2年度において、住居確保給付金の相談が多かったことに伴って、自立相談支援事業の新規相談件数が急増しました。

生活困窮者自立支援事業※の利用状況

単位:件

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
自立相談支援事業の新規相談件数	700	254	713	722		
支援プラン作成件数	1	10	4	23		
住居確保給付金支給者数	334	102	64	8		
一時生活支援申請者数	_	0	0	5		
就労準備支援対象者数	3	9	10	6		
子ども生活支援対象者数	124	104	86	85		

資料:保健と福祉

^{* 【}セーフティネット】: 生活することが困難な状態に陥った場合に援助したり、そうした事態になる ことを防止する仕組み。

^{** 【}自立相談支援事業】: 生活困窮者自立支援事業において、就労その他の自立に関して専門員との相談支援、自立に向けた支援計画の作成等を行う事業。

^{※ 【}住居確保給付金】: 生活困窮者自立支援事業において、就労の能力と意欲がある人で、住宅を失く したり、そのおそれのある人を対象に住宅費を支給する給付金。

^{* 【}就労準備支援】: すぐに就職活動をすることが難しい人に、就職の前の準備として基礎的な能力を 身につけるための支援を行う事業。

^{** 【}子ども生活支援】:「子ども支援員」が支援の必要な家庭への巡回相談、指導等を行い、家庭教育・育児環境改善への支援を行う事業。

^{* 【}生活困窮者自立支援事業】: 生活困窮者自立支援法に基づき、最低限度の生活を維持することが困難な人への早期支援を包括的・継続的に行い、その生活の自立を図るための事業。

2 市民・団体等へのアンケート調査

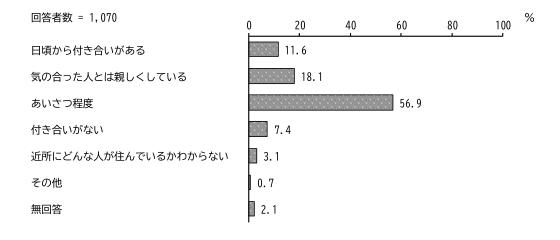
市民、関係団体「自治会、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会(以下、『地区社協』という)、社会福祉法人」に意識調査を行い、市の地域福祉に関する現状を把握しました。

(1)市民意識調査結果

① 地域のつながりについて

近所の人との関係について、「あいさつ程度」の付き合いの人が最も多く、「付き合いがない」「近所にどんな人が住んでいるかわからない」人も1割程度となっており、近所の人との関係があまり密ではないことがうかがえます。また、年齢別にみると、若い年代ほど近所との付き合いが希薄な傾向にあります。一方で、認知症や障がいのある人が生活するために、地域住民の協力が必要と考える人は多く、あいさつや声かけ、見守りなどを協力できることとして挙げています。地域のつながりの希薄化は進んでいるものの、地域のつながりの必要性を多くの市民が認識していることがうかがえます。

近所の人との関係について

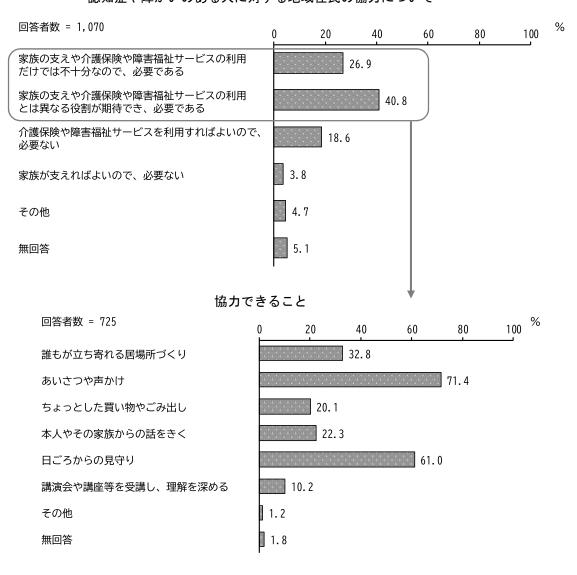


近所の人との関係について(年齢別)

単位:%

区分	回答者数(件)	日頃から付き合いが	親しくしている気の合った人とは	あいさつ程度	付き合いがない	近所にどんな人が住ん	その他	無回答
全 体	1,070	11.6	18.1	56.9	7.4	3.1	0.7	2.1
18~19 歳	10	_	10.0	70.0	20.0	_	_	_
20~29 歳	56	_	8.9	67.9	16.1	5 . 4	_	1.8
30~39 歳	101	2.0	7.9	68.3	12.9	7.9	1.0	_
40~49 歳	174	6.9	17.8	60.3	9.2	5.2	0.6	_
50~59 歳	185	7.6	19.5	60.5	8.1	1.6	1.6	1.1
60~69 歳	180	9.4	17.8	60.6	7.8	3.3	0.6	0.6
70~79 歳	218	19.3	<u>25. 2</u>	48.2	2.3	0.9	0.5	3. 7
80 歳以上	142	<u>25. 4</u>	18.3	43.7	3.5	1.4	0.7	7.0

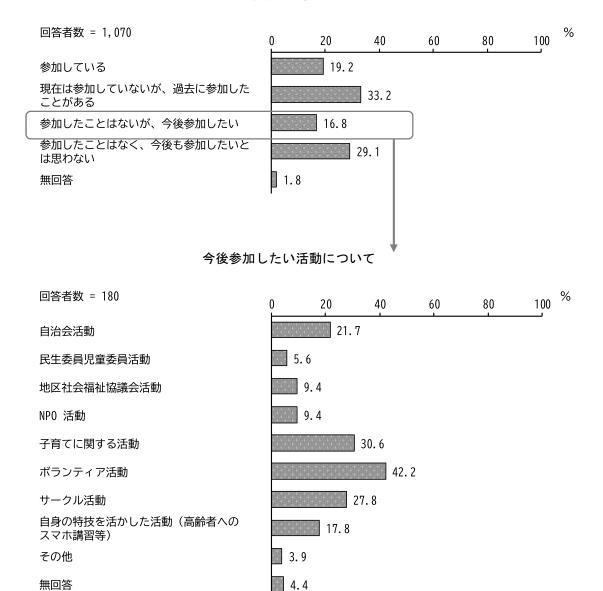
認知症や障がいのある人に対する地域住民の協力について



② 地域活動に対する状況

自治会活動などの地域活動に参加している市民は、2割程度となっています。 また、参加意向のある人の今後参加したい活動については、「ボランティア活動」や 「子育てに関する活動」の割合が高くなっています。

地域活動への参加状況

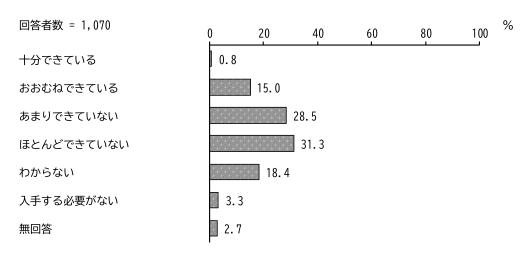


③ 福祉情報に対する意識

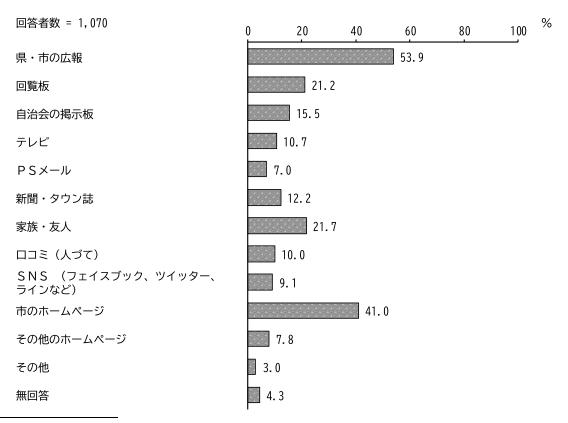
必要な福祉サービスの情報入手について、約6割の市民が情報を十分に入手できてい ないと感じています。

また、情報入手の方法については、「県・市の広報」に続いて「市のホームページ」が多くなっているほか、SNS*や人づてに情報を入手している市民も見受けられ、情報の入手方法が多様化しています。

福祉サービスの情報入手の状況



福祉サービスの情報入手方法

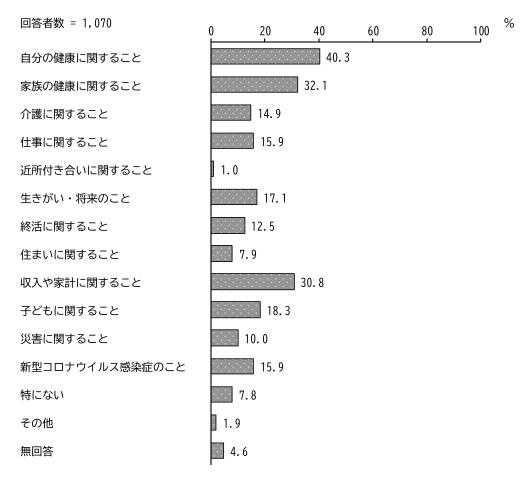


^{**【}SNS】"Social Networking Service"の略称で、登録された利用者同士が交流できるウェブサイトの会員制サービスのこと。

④ 悩みや困りごとの状況

市民の日常生活の不安や悩みとして、自分や家族の健康に関するものが多く、次いで収入や家計に関することが挙げられています。

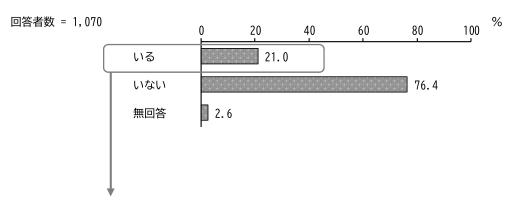
日常生活の不安や悩みについて



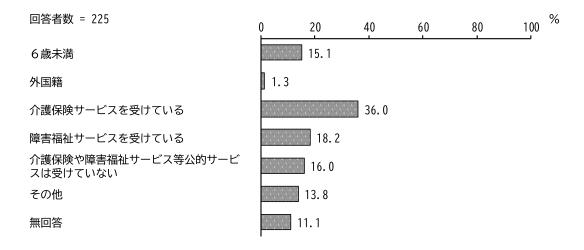
⑤ 支援を必要とする人の状況

●「世帯の中に支援を必要とする人がいる」と回答した人のうち、「介護保険や障害福祉サービス等公的サービスは受けていない」は16.0%となっており、福祉的支援が必要と感じているにも関わらず、支援につながっていない世帯が確認できます。

同一世帯に支援を必要とする人が「いる」か「いない」かについて



支援を必要とする人の状態について



●ひきこもりの状態にある人の有無について、3.4%の人が「いる」と回答しました。 40代の割合が高く、期間については5年未満と回答した人が最も多い結果となりま した。

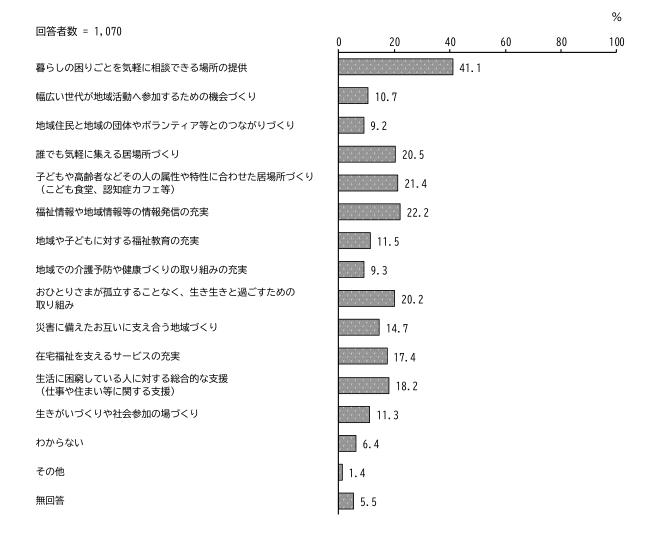
ひきこもりの状態にある人の有無について 回答者数 = 1,070 100 20 60 80 3.4 いる いない 94.8 1.9 無回答 ひきこもりの状態にある人の年齢 回答者数 = 36 % 20 40 60 80 100 8.3 20歳未満 16.7 20~29歳 30~39歳 16.7 22.2 40~49歳 13.9 50~59歳 5.6 60~69歳 70~79歳 0.0 2.8 80歳以上 無回答 13.9 ひきこもりの期間 100 % 回答者数 = 31 20 60 80 40 29.0 5年未満 5年以上10年未満 12.9 10年以上20年未満 22.6 20年以上 12.9 22.6 無回答

27

⑥ 地域福祉を推進していく上で必要な施策

今後必要な福祉的取り組みとして「暮らしの困りごとを気軽に相談できる場所の提供」を挙げた割合が41.1%と最も高く、相談支援等の充実が望まれています。

今後必要な福祉的取り組み

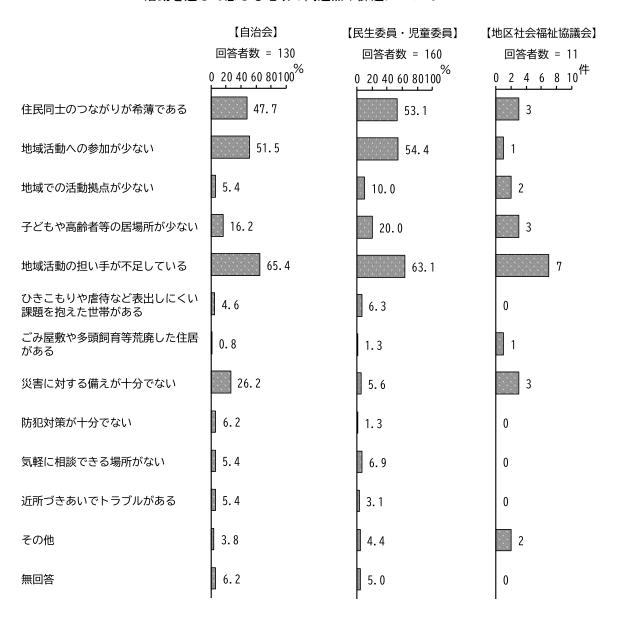


(2) 関係団体等意識調査結果

① 地域の問題点や課題

自治会、民生委員・児童委員、地区社協ともに、「地域活動の担い手が不足している」 が最も高くなっています。また「住民同士のつながりが希薄である」「地域活動への参加 が少ない」も高くなっています。

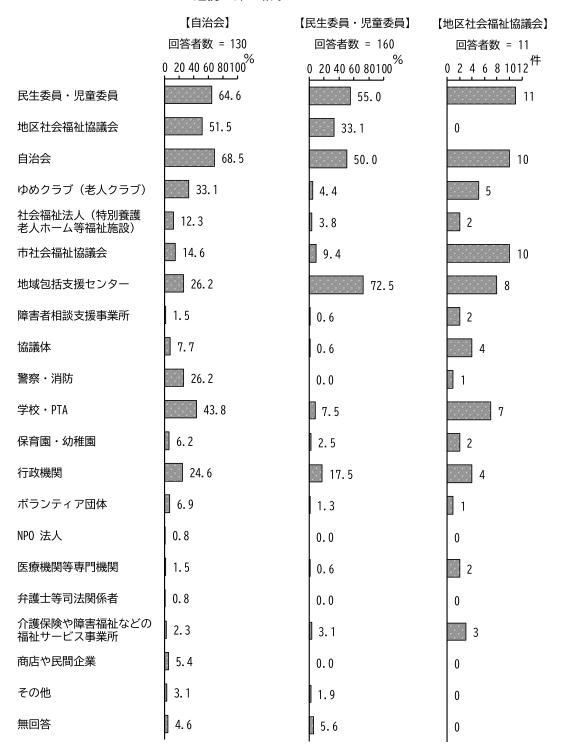
活動を通じて感じる地域の問題点や課題について



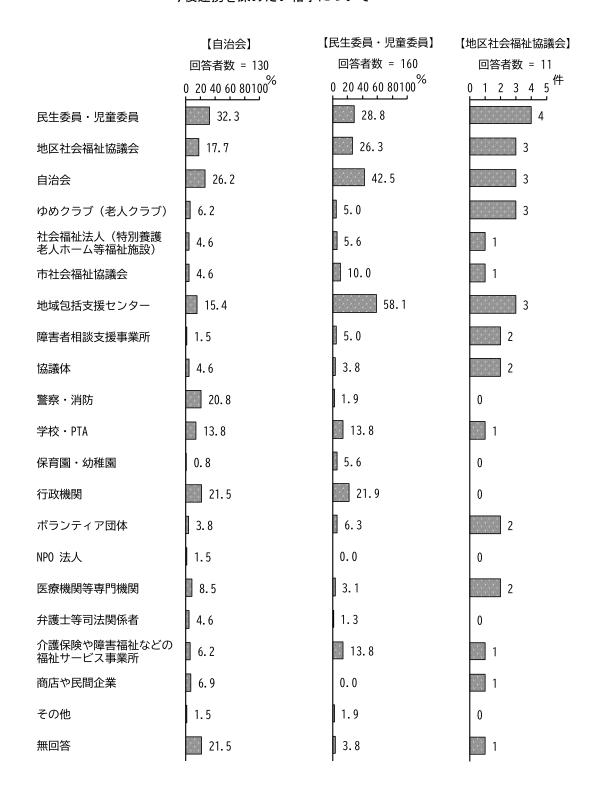
② 連携の状況

自治会、民生委員・児童委員、地区社協は団体相互におおむね連携がとられています。いずれの団体も「医療機関等専門機関」や「介護保険などの福祉サービス事業所」と今後連携を深めていきたい意向であることがうかがえます。

連携が深い相手について



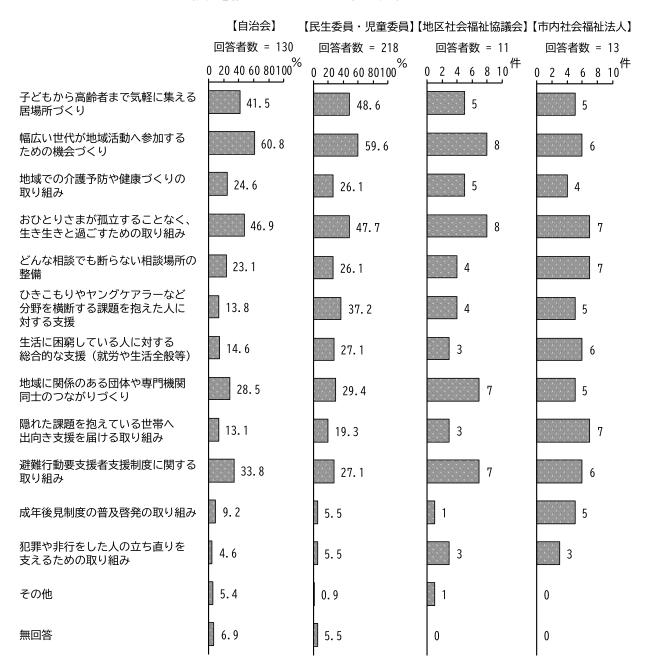
今後連携を深めたい相手について



③ 地域福祉を推進していく上で必要な施策

地域福祉を推進していく上で必要な施策について、自治会、民生委員・児童委員、地区社協、社会福祉法人ともに「幅広い世代が地域活動へ参加するための機会づくり」が高くなっており、その他「おひとりさまが孤立することなく、生き生きと過ごすための取り組み」「子どもから高齢者まで気軽に集える居場所づくり」も高く、住民の地域活動への参画や孤立防止・交流の場づくりが求められています。

地域福祉を推進していく上で必要な施策について



3 専門職、当事者ヒアリング調査

専門職(社会福祉士、相談支援専門員等)にヒアリング調査を行い、関係機関等との連携や最近の相談者の傾向等を把握しました。また、こもりびと当事者にヒアリング調査を行い、地域で暮らしていくための課題や必要な支援等を把握しました。

(1) 専門職ヒアリング調査結果

行政や他団体・専門職等との協力連携について			
協力連携の現状と課題	・地域ケア会議や自立支援協議会を活用し、他分野の専門職や当事者団体等と連携している。・複合課題を抱えたケースを通じ協力連携が図られたことがある。・緊急度が高く、連携をよびかける時間がない。・行政については、担当職員の異動等で、支援が振り出しに戻ることがある。		
協力連携を進めるにあたって 必要なこと	・生活圏域において困難ケースを共有できる場 ・専門職同士が顔見知りになる機会		

制度上のサービスで解決ができない問題に関する意見・提案

- ・状況が複雑になるほど関係機関同士の連携が重要である。
- 事例の検討や事後の振り返りは問題解決に有効である。
- ・複雑化・複合化した課題への対応については、行政のより一層の協力連携を求めたい。

(2) 当事者ヒアリング調査結果

地域での暮らしについて

- ・社会参加はしたい。仕事をして給与を得たい。
- 気をはらずに出ていける場があるとよい。
- ・病院での診断名や「ひきこもり」のような呼称がなくても、生きていきたい。

地域で生活する上での困りごとについて

- ・困りごとがあっても誰に相談したらよいかわからない。
- ・自分がひきこもりだということを理解した上で相談にのってほしいし、支援につなげてほしい。
- 親なき後が心配である。
- ・自分がひきこもりの状態であることを、近所の人に知られたくない。

現在の支援のほか、必要な支援について

- ・就労支援などの前段階の支援。
- ・リアルな場へのワンクッションとしてオンラインで参加できる場。
- ・行きたい時に気軽にいけるような場。
- ・同じひきこもりでもそれぞれ状態が違うので、状態に応じた空間があるとよい。

4 第5期大和市地域福祉計画における取り組み

前計画では、2つの基本目標と8つの個別目標に基づき、地域福祉の推進に取り組みました。それぞれの目標に位置付けられた取り組みについては、毎年度、実績と地域の動向や社会情勢等を鑑みながら社会福祉審議会にて評価を行いました。計画の見直しに当たっては、毎年度の評価に加え、計画期間全体における取り組み状況や実績等を総括し、以下のように評価を整理しました。

基本目標

「一人ひとりに支援が行き届き、誰もが自分らしく安心して暮らせるまち」

基本目標1「一人ひとりに支援が行き届き、誰もが自分らしく安心して暮らせるまち」については、支援を必要とする人を見逃すことがないよう見守りの強化に努め、誰もが適切な支援を受けることができるよう相談体制の充実を図りました。乳児家庭全戸訪問事業については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、訪問に難色を示す産婦や家族がみられましたが、徐々に訪問率は回復し、適切な時期に母子の養育状況確認を行うことができました。「地域の見守りと安心できるまちづくりに関する協定」については、協定を結ぶ事業所を着実に増やすことができ、高齢者や子ども等の見守り体制を強化することができました。相談支援については、「こもりびと」や「終活」に関する専門相談窓口の開設や新型コロナウイルス感染症に対応した相談体制の確保等、市民のニーズに応じた相談体制を整えました。

また、一人ひとりの個性や権利が尊重されるよう、虐待防止や権利擁護*等の施策についても充実を図りました。ケアマネジャー*への支援においては、各地域包括支援センター*が支援に注力した結果、高齢者虐待等緊急性の高い相談が寄せられるようになり、支援件数の増加につながりました。成年後見制度の利用促進に関しては、市民後見人*養成講座を1期・2期と実施した結果、10名が市民後見人バンクに登録されました。

^{*【}権利擁護】:知的障がい、精神障がい、認知機能低下などのために、自分で判断する能力が不十分であったり、意思や権利を主張することが難しい人のために、代理人が権利の主張や自己決定をサポートしたり、代弁して権利を擁護したり表明したりする活動。

^{*【}ケアマネジャー】: 介護支援専門員。要介護者等からの相談を受け、その心身の状況等に応じた適切なサービスを利用できるよう関係機関との連絡調整等を行う者。

^{* 【}地域包括支援センター】: 介護保険法に基づき、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、 介護予防マネジメントなどを総合的に行う拠点。

^{* 【}市民後見人】: 一般市民による成年後見人。同じ地域に住む市民が、家庭裁判所から選任され、本人に代わって財産の管理や介護契約などの法律行為を行う。

成果を計る主な指標 令和元年度~令和5年度の実績及び評価

成果指標	実績値 R 元年度	実績値 R2 年度	実績値 R3 年度	実績値 R4 年度	実績値 R5 年度	最終目標値 R6 年度	事業所管 課による 評価
乳児家庭全戸訪問事業によ る訪問率	95. 3%	90. 7%	95. 0%	93. 2%	103. 98%	100%	0
事業所管課の評価	0	0	0	0	0		
「地域の見守りと安心できる まちづくりに関する協定」の 締結事業者数(累計)	20 事業所	21 事業所	22 事業所	24 事業所	25 事業所	28 事業所	0
事業所管課の評価	0	0	Δ	0	0		
生活困窮者自立支援事業の 相談受付件数	285 件	700 件	254 件	713 件	722 件	300 件	0
事業所管課の評価	0	0	0	0	0		
やまと 24 時間健康相談に おける入電件数	17, 925 件	17, 709 件	14, 758 件	15, 964 件	21, 471 件	18, 500 件	0
事業所管課の評価	0	0	Δ	0	0	10,000 1	
屋内こども広場及び子育て 支援施設での子育て相談件 数	1, 355 件	524 件	674 件	606 件	489 件	1, 375 件	Δ
事業所管課の評価	0	Δ	Δ	Δ	Δ		
ひとり親家庭等からの相談 件数	2, 176 件	2, 827 件	3, 693 件	3, 763 件	3, 372 件	2, 400 件	0
事業所管課の評価	0	0	0	0	0	2, 400 [7	
子育てサロン案内「ほっと する空間」の配架箇所数	100 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	128 箇所	110 箇所	0
事業所管課の評価	0	_	_	_	0		
個別支援会議の開催回数	133 回	186 回	249 回	190 回	232 回		
事業所管課の評価	0	0	0	0	0	120 回	0
市指定事業所の実地指導件 数割合	35. 2%	0%	10. 1%	21. 1%	32. 4%	33. 3%	Δ
事業所管課の評価	0	_	Δ	Δ	Δ	00.0%	
地域ケア会議の開催回数	44 回	47 💷	52 回	60 回	56 回	70 🗔	^
事業所管課の評価	Δ	Δ	Δ	0	0	72 回	Δ
ケアマネジャーへの支援件 数	2, 644 件	3,711件	3, 220 件	3, 284 件	2,826件	3, 564 件	0
事業所管課の評価	0	0	0	0	0	0, JU4 IT	
市民後見人バンク登録者数 (累計)	3人	3人	3人	10人	10 人	10 人	0
事業所管課の評価	0	0	0	0	0	,	_
成年後見制度講演会受講者 数	93 人	0人	0人	28 人	50 人	100 人	Δ
事業所管課の評価	0	_	_	Δ	0		

基本目標

「一人ひとりが地域に関心をもち、お互いに支えあうまち」

基本目標2「一人ひとりが地域に関心をもち、お互いに支えあうまち」については、福祉課題を学ぶ機会の提供や学校における福祉教育の充実等を通じ、地域住民の福祉への理解と関心を高めました。福祉教育の一環として、大和市福祉推進委員会が実施する車いすバスケットボール体験講座については、令和2年度のみ新型コロナウイルスの影響により中止としましたが、その他の年度については必要な対策をとりながら講座を実施し、学校から高い評価を得ることができました。

また、誰もが地域福祉活動やボランティア活動に参加できるよう適切な情報提供や機会づくりを進めるとともに、地域住民が気軽に集える居場所の充実を図りました。認知症サポーター養成講座については、新型コロナウイルスの影響を受け受講者数は落ち込みましたが、オンライン開催等を検討することにより、コロナ禍であっても事業を継続することができました。こども食堂支援事業においては、社会的ニーズの高まりを受け新設に関する問い合わせが寄せられる中、補助対象を増加させることができました。

さらに、地域で支え合う力を高めるため、自治会、民生委員・児童委員、地区社協をはじめとした地域の福祉活動団体と更なる連携強化に努めました。避難行動要支援者支援制度*に関しては、新型コロナウイルスの影響や自治会の役員の交代等により最終目標値を達成することはできませんでしたが、継続的に地域に出向き説明を行うことで、制度に新たに取り組む自治会も出てきました。

-

^{※ 【}避難行動要支援者支援制度】: 災害対策基本法に基づき、災害時の避難に支援が必要な人の名簿 (避難行動要支援者名簿) を作成し、平常時から自治会、民生委員・児童委員、地区社協等の避 難支援等関係者に名簿情報(氏名、住所、連絡先、避難支援を必要とする事由等) を提供するこ とで、災害時の避難支援につなげる制度。

成果を計る主な指標 令和元年度~令和5年度の実績及び評価

成果指標	実績値 R 元年度	実績値 R2 年度	実績値 R3 年度	実績値 R4 年度	実績値 R5 年度	最終目標値 R6 年度	事業所管 課による 評価
自殺対策講演会受講者数	154 人	0人	0人	99 人	92 人		_
事業所管課の評価	0	_	_	0	0	80 人	0
車いすバスケットボール体 験講座実施により、生徒の 福祉への理解と関心を高め ることができたと回答した 学校の割合	100%	0%	100%	100%	100%	90%	0
事業所管課の評価	0		0	0	0		
認知症サポーター養成講座 受講者数(累計)	16, 690 人	17, 549 人	19, 986 人	21, 528 人	24, 443 人	33, 079 人	Δ
事業所管課の評価	0	0	0	0	©		
認知症サポーター育成ステップアップ講座受講者数 (累計)	202 人	225 人	225 人	246 人	340 人	638 人	Δ
事業所管課の評価	Δ	0	_	Δ	0		
ゲートキーパー* 養成講座受講者数(累計)	1, 499 人	1, 524 人	1, 599 人	1, 782 人	1,921人	2, 517 人	0
事業所管課の評価	0	0	0	0	0		
あいサポーター養成講座受 講者数(累計)	369 人	369 人	395 人	552 人	681 人	990 人	0
事業所管課の評価	0	-	Δ	0	0		
支援会員数(ファミリーサ ポートセンター事業)	107 人	115 人	128 人	125 人	130 人	167 人	0
事業所管課の評価	Δ	0	Δ	Δ	0		
ひまわりサロン利用者数 (延べ)	9, 008 人	3, 290 人	4, 649 人	6, 740 人	6, 635 人	11, 948 人	0
事業所管課の評価	Δ	0	0	0	0		
こども食堂支援事業補助金 の交付対象となるこども食 堂の数	5 カ所	5 カ所	6 カ所	6 カ所	8 カ所	6 カ所	0
事業所管課の評価	0	0	0	0	0		
避難行動要支援者支援制度 において地域で取り組む推 進メンバーを決めている自 治会の割合	50. 7%	51. 7%	49. 3%	50. 0%	31.8%	70. 1%	Δ
事業所管課の評価	0	0	0	0	Δ		
民生委員・児童委員充足率	94. 6%	94. 9%	96. 0%	93. 5%	93. 1%	100%	
事業所管課の評価	Δ	Δ	0	Δ	0		0

きる人。



目指すべき地域福祉の姿と計画の柱

1 基本理念

日頃から住み慣れた地域で、誰もが自分らしく生きがいをもって生活を送るためには、地域住民や地域の多様な主体が参画し、お互いの個性や権利を認め合いながら、地域の中で世代や分野を超えてつながり支え合うことが必要なことから、本計画の基本理念は、前計画と同様「つながりが生みだす豊かな暮らし ~一人ひとりが健康で心豊かな暮らしを営むことができる地域をつくる~」とします。

【基本理念】

つながりが生みだす豊かな暮らし

一人ひとりが健康で心豊かな暮らしを 営むことができる地域をつくる

2 基本目標

本計画では、基本理念「つながりが生みだす豊かな暮らし」の実現に向けて、次の 3つの基本目標を柱に、取り組みを推進します。

基本目標1「一人ひとりに支援が行き届き、安心して暮らせるまち」

課題を抱えた人の早期把握や複雑化・複合化した課題にも対応できる相談・支援の体制づくり等に努め、誰もが適切な福祉サービスや支援を受けることができ、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるまちを目指します。

基本目標2「一人ひとりが地域に関心をもち、お互いに支えあうまち」

福祉の心を醸成する取り組みや地域コミュニティの活性化につながる活動を支援し、 地域のつながりや支え合いを感じることができ、誰もが自分の暮らす地域に愛着をもって主体的に関わることができるまちを目指します。

基本目標3「一人ひとりが心身ともに健やかで、自分らしく暮らせるまち」

誰もが気軽に集える居場所づくりや、地域での健康づくり・介護予防の充実に取り組み、一人ひとりが地域社会とつながり、生きがいや役割を持ちながら生き生きと暮らせるまちを目指します。

(基本理念) つながりが生みだす豊かな暮らし

一人ひとりが健康で心豊かな暮らしを 営むことができる地域をつくる



基本目標1	一人ひとりに支援が行き届き、安心して暮らせるまち
基本目標2	一人ひとりが地域に関心をもち、お互いに支えあうまち
基本目標3	一人ひとりが心身ともに健やかで、自分らしく暮らせるまち

3 計画の体系図

基本理念

つながりが生みだす豊かな暮らし

一人ひとりが健康で心豊かな暮らしを営むことができる地域をつくる

基本目標1 一人ひとりに支援が行き届き、安心して暮らせるまち

個別目標 1 │包括的な相談支援体制を整えます

個別目標2 一人ひとりに合った適切な支援を行います

基本目標2 一人ひとりが地域に関心をもち、お互いに支えあうまち

個別目標3 福祉への理解と関心を高めます

個別目標4 地域福祉活動の担い手を確保し連携を強化します

基本目標3 一人ひとりが心身ともに健やかで、自分らしく暮らせるまち

個別目標5 │孤立させない地域づくりを推進します

個別目標6 地域での健康づくりを支援します



個別目標の展開

基本目標1

一人ひとりに支援が行き届き、安心して暮らせるまち

【個別目標1】 包括的な相談支援体制を整えます

≪現状と課題≫

- 〇高齢者保健福祉、障がい者福祉、児童福祉等の施策や制度がそれぞれに構築され、見直しが図られてきましたが、一方で、各制度の狭間に関する問題、各制度にまたがる問題が顕在化しています。社会福祉法人や専門職を対象とした調査結果においても、複雑化・複合化する相談への対応に苦慮している現場の実態がうかがえました。
- 〇このような問題に対応するため、分野別・年齢別の制度ごとの支援に留まらず、当事者が 抱えている課題やニーズを丸ごと受け止め、解決していく包括的な相談支援体制の構築が 求められています。
- ○自治会、民生委員・児童委員、地区社協は団体相互に、社会福祉法人は法人同士でおおむ ね連携がとれていますが、いずれも新たな協力先や連携先を求めていることが、既出のア ンケート結果からわかりました。また、専門職からは、状況が複雑になるほど関係機関同 士の連携が重要となるとの意見も挙げられました。
- ○複合的な課題を抱えている世帯に対しては、一つの機関での対応では困難が生じることも あるため、様々な機関、職種、団体等が協働し支援することが求められます。

主な取り組み① 住民主体の相談・支援活動の充実

地域住民等が主体的に地域の生活課題を把握し、解決を試みることができるよう支援します。また、地域の関係者や団体等と連携し、何らかの課題を抱える人を早期に把握し、適切な支援につなぐことができるよう努めます。

取り組み例	担当課
民生委員・児童委員が、高齢の方や子ども等の生活実態を把握し、市 民に身近な相談相手として、見守り活動に努めます。	福祉総務課
・支援が必要な高齢者・家族の把握に向けて、地域で構築したネット ワークの活用や、高齢者世帯への個別訪問等を行います。	
・高齢者の日常生活の支援を行う体制を充実させるため、様々な実施 主体による見守りや支え合い活動等と高齢者を繋ぐ「協議体」の設 置を進めるとともに、資源開発やネットワークの構築等、協議体の 活動の中核的な役割を担う「支え合い推進員」の配置を行います。	人生 100 年推進課
・高齢者の生活課題の把握や早期対応するため、介護サービス事業者、医療機関、民生委員・児童委員、ボランティア等、関係者のネットワークを構築します。	
コンビニエンスストア、配食業者、宅配事業者等市内の事業者に「地域の見守りと安心できるまちづくりに関する協定」の締結を呼びかけ、高齢者や子ども等の見守りを行います。	人生 100 年推進課

主な取り組み② 身近な地域で相談を受け止める体制の構築

身近な地域の相談窓口において相談を受け止め、ひきこもりや8050問題、ヤングケアラー*といった複雑化・複合化した課題については、必要に応じて関係機関につなぎ、専門的支援によりバックアップする体制を整えます。

取り組み例	担当課
年齢制限を設けることなく、こもりびと当事者及びその家族等からの「ひきこもり」に関する相談に応じるとともに、関係機関等と連携し、適切な制度の案内等を行います。また必要に応じ、自宅への訪問、市の担当課や関係機関への同行支援を行います。	福祉総務課
関係機関が連携し、地域の中で孤立しているケースや制度の狭間に あるケースを早期に把握し、課題が深刻化する前に適切な支援につ なげます。	福祉総務課
・地域包括支援センターや在宅介護支援センター*では、高齢者に必要な支援を提供できるよう、訪問や電話、来所面接での相談支援を行います。また、緊急時には 24 時間対応を行い、安心・安全な暮らしを支えます。	
・介護等が必要な高齢者の住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援していくため、医療・介護等の専門職、民生委員・児童委員、自治会長、NPO 法人*、社会福祉法人等地域の関係者の参加のもとに、地域ケア会議において情報共有を図るとともに、必要な連携を推進します。	人生 100 年推進課
障がいのある方やその家族の方からの様々な不安や悩み等の相談を、各地域で「いつでも相談できる、身近な相談窓口」をという理念のもと、市内3事業所の専門の相談員が対応することにより、地域で安心して豊かな生活を送ることができるよう支援します。	障がい福祉課

^{** 【}ヤングケアラー】: 家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者のこと。

^{※【}在宅介護支援センター】: 地域の高齢者やその家族からの相談に応じ、必要な保健・福祉サービスが受けられるように行政、サービス提供事業者、居宅介護支援事業所等との連絡調整等を行う機関。社会福祉士・看護師などの専門職員が在宅介護などに関する総合的な相談に応じる。

^{** 【}NPO法人】(NPO: Non Profit Organization): 特定非営利活動法人。

主な取り組み③ 連携体制等の強化

相談支援機関や地域の福祉活動団体等が問題や情報を共有し、各機関・団体同士の連携を図ります。また、各世帯の状況に応じた解決策を講じるため、関係各機関と連携してカンファレンス*等を行う仕組みづくりに努め、計画的に必要な支援を実施します。

取り組み例	担当課
高齢、障がい、子育て、生活困窮といった各福祉の窓口を「福祉ここから相談窓口」と位置づけ、包括的なアセスメント*を行います。各窓口、制度だけでは対応が困難な複合的な課題については、関係各課で、協議・役割分担等を行い、総合的な支援を進めます。	福祉総務課
ケアマネジャーの質の向上と適正な業務の確保に向けて、居宅介護 事業所*、地域包括支援センター、在宅介護支援センターのケアマネ ジャー等が参加するケアマネジャー連絡会議を開催し、情報共有を 図ります。	介護保険課
・(再掲)介護等が必要な高齢者の住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援していくため、医療・介護等の専門職、民生委員・児童委員、自治会長、NPO法人、社会福祉法人等地域の関係者の参加のもとに、地域ケア会議において情報共有を図るとともに、必要な連携を推進します。 ・在宅・施設を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、医療機関を含めた関係機関との連携体制を構築し、地域のケアマネジャーと関係機関の間の連携を支援します。	人生 100 年推進課
障がいのある方が、住み慣れた地域で自立した社会生活を営み、安心して暮らすことができるよう、行政、学校関係、事業者等障がい福祉の関係機関で構成される障害者自立支援協議会において、各種地域課題を共有し、解決に向け協議を行います。	障がい福祉課
地域育児講座や育児相談等地域育児センター事業を行っている市立 保育所の育児支援担当保育士が集まり、情報共有を行います。また、 地域の民生委員・児童委員や自主サークルと市の関係機関が情報共 有を行い、地域全体の保育力を高めます。	ほいく課

^{※ 【}カンファレンス】: 医療、介護、福祉の現場でより良いサービス提供のために情報の共有や共通理解を図り、問題の解決を検討する会議。

^{※ 【}アセスメント】: 相談者の生活環境や困りごとを把握・情報収集し分析すること。

^{* 【}居宅介護事業所】: 要介護認定者に対して、自宅で自立した生活を送るために、居宅サービス計画書(ケアプラン)の作成やサービス調整を行う事業所。

虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童等の早期発見や適	
切な保護を図るため、市、児童相談所、警察等の関係機関で構成する	
要保護児童対策地域協議会において、代表者会議、実務者会議の開催	すくすく子育て課
に加えて、必要に応じて個別ケース検討会議等を開催し、情報や支援	
方針を共有します。	

主な取り組み④ 専門相談の充実

多様化した生活課題の解決を図るため、相談員の資質向上も含めた専門的な相談支援体制を充実させます。また、複雑化・複合化した課題にも対応するため、総合的な対応力の強化に努めます。

取り組み例	担当課
(再掲)年齢制限を設けることなく、こもりびと当事者及びその家族等からの「ひきこもり」に関する相談に応じるとともに、関係機関等と連携し、適切な制度の案内等を行います。また必要に応じ、自宅への訪問、市の担当課や関係機関への同行支援を行います。	福祉総務課
高齢の一人暮らしの方やそれに準ずる世帯の方が、自身の葬儀や納骨等自身が亡くなった後の不安を抱えることなく、安心感をもって過ごしていただくことを目的として、葬儀・納骨、相続等終活に関する幅広い相談に市の終活コンシェルジュが寄り添って応対します。	人生100年推進課
自殺予防に向けた相談専用電話を開設し、市民からの悩みを聞き取り、不安の原因に適した専門窓口に繋ぐ等、自殺リスクの低減を図ります。	障がい福祉課
「こころの健康相談」として、保健師による健康相談・利用可能な社 会資源に関する情報提供や必要な支援を行います。	障がい福祉課
地域活動支援センター「ポピー」では、利用者に居場所を提供し地域 において自立した生活を送ることができるよう支援します。	障がい福祉課
母子・父子自立支援員が、生活全般の様々な相談を受け、他の機関と連携しながらひとり親家庭の自立を支援します。	こども総務課
子育て、子育ちを支援するため、市内認可保育施設等における地域の 子育て相談を支援するとともに、屋内こども広場や子育て支援施設、 市立保育所において保育士による子育て相談を実施します。また保育 が必要な場合に、預け先等の相談を専門に行う保育コンシェルジュが 支援します。	ほいく課

妊娠届出時における全妊婦との面接やおおむね生後4か月までの乳 児家庭の訪問等を通じ、実態の把握と早期支援を実施します。	すくすく子育て課
「子育て何でも相談・応援センター(こども家庭センター)」では、 妊娠を考えたときから妊娠・出産・育児に関する様々な相談に、専任 の保健師や相談員が応じることで、妊娠・出産・子育て期にわたり切 れ目のない支援を行います。	すくすく子育て課
母子保健と児童福祉双方の業務についてのマネジメントができる統括支援員を配置し、支援を要する対象者について、サポートプランの作成やソーシャルワーク等を行い、継続的に支援します。	すくすく子育て課

主な取り組み⑤ 虐待防止に関する取り組みの強化

相談支援の強化や問題を早期に共有できるネットワークづくりを進め、高齢者、障がい者、子ども等への虐待防止に取り組むとともに、広報等を通じ市民の意識啓発を図ります。また、関係機関とのケース会議を実施し、専門職との連携を図りながら、虐待を受けた人の生命及び安全の確保と虐待を行った人への支援を実施します。

取り組み例	担当課
高齢者虐待については、地域包括支援センターや警察等関係機関と 連携して対応を行うとともに、地域包括支援センター職員が弁護士 等との専門的な相談ができるよう相談会や研修会を実施します。	人生 100 年推進課
障がい者への虐待防止、早期発見・早期対応に向け、大和市障害者自立支援センター内に虐待防止センターを設置し、通報の受理及び相談・指導、啓発等を行います。	障がい福祉課
(再掲) 虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童等の早期 発見や適切な保護を図るため、市、児童相談所、警察等の関係機関で 構成する要保護児童対策地域協議会において、代表者会議、実務者会 議の開催に加えて、必要に応じて個別ケース検討会議等を開催し、情 報や支援方針を共有します。	すくすく子育て課
児童虐待の防止に向け、子どもや家庭の様々な問題の相談に応じ、必要な支援を行います。また、養育に不安や負担を抱える子育て家庭、 好産婦、ヤングケアラー等がいる家庭にヘルパー等を派遣し、家事・ 育児支援を実施します。	すくすく子育て課

≪成果を計る主な指標≫

成果指標	担当課	実績値 令和5年度	最終目標値 令和 11 年度
第2層協議体の設置数	人生 100 年推進課	6地区	12 地区
包括的な相談への支援者支援件数	福祉総務課	_	80件
協議・検討*を行った回数(包括的 支援事業)	福祉総務課	_	333 🗆
ひとり親家庭等からの相談件数	こども総務課	3,372 件	2,400件
ヘルパー派遣件数延べ人数	すくすく子育て課	472人	298人

[【]協議・検討】: 相談内容が複数課にまたがる場合のほか、どの課とも判断できない所在不明、受診 支援、緊急対応などの相談が寄せられた場合に、事案の共有、役割分担等の事例検討・処遇検討 を行う協議の場 (テーブル) のこと。

【個別目標2】 一人ひとりに合った適切な支援を行います

≪現状と課題≫

- 〇誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすためには、介護保険サービスや障害福祉サービス といった生活に必要なサービスや支援を受けることができる環境が必要です。
- ○専門職を対象とした調査結果では、支援につながりにくい例として、本人に困り感がない ケースや、生活困窮、ひきこもりといった複合的な課題を抱えたケースが挙げられていま す。
- 〇市民を対象とした調査結果では、福祉的支援が必要と感じているにも関わらず、支援につながっていない世帯や、具体的に何を支援してもらいたいかわからないと回答する人が見受けられ、福祉制度や各種相談窓口について十分に周知ができていない状況がうかがえました。
- 〇一人ひとりの課題や支援ニーズを適切に捉えた支援を進めるとともに、福祉に関する多様 な情報を効果的に提供する必要があります。

主な取り組み① 各種自立支援策の推進

誰もが住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、各種自立支援策を推進します。

取り組み例	担当課
就職を希望する障がい者に対して、個別支援計画に基づき、作業訓練 や就職に必要なプログラム等の支援を行います。	障がい福祉課
障がいのある方の社会参加及び生活圏の拡大、通院等の支援を図る ために、福祉タクシー券や福祉車両券の配布等により、移動の支援を 行います。	障がい福祉課
生活保護受給世帯の早期の自立に向け、ハローワークとの連携や就 労支援員の活用等による就労支援を実施します。	生活援護課
母子家庭等の自立に向け、資格取得や教育訓練に向けた講座の受講 者への給付金支給等により、就労の促進を図ります。	こども総務課

主な取り組み② 制度の狭間のニーズに対応した支援の強化

ひきこもりや8050問題、生活困窮といった複合的な課題や制度の狭間に陥りがちな課題をもらさず、支援につなげます。各種支援については、庁内関係課や関係機関との連携、情報の共有を図りながら進めます。

取り組み例	担当課
 こもりびと当事者とその家族がそれぞれ自由に語り合える「集い」の場を設けるほか、こもりびと当事者が安心して通うことができる「居場所」の充実を図ります。また、市社協と連携し、ボランティア活動の場等を提供します。 複合的な課題があり、社会との関わりに不安を抱えている等の理由で就労を含めた社会的参加を回避している人に対し、生活訓練等を通じて基礎能力の形成から支援できる体制を整備します。 	福祉総務課
 生活困窮者自立支援制度に基づき、生活全般にわたり困りごとや不安を抱えている人に対し、支援プランの作成や住居確保給付金の支給等を行うほか、個別の状況に応じて、関係機関との連携も含めてきめ細かな支援を行います。 生活困窮者自立支援事業を実施するにあたり、庁内の連携体制を整備し、生活困窮者の自立促進のための支援を実施するため、庁内連絡会を開催します。 	生活援護課

主な取り組み③ 福祉サービスの適切な利用の促進

支援を必要とする人が適切なサービスを利用することができるよう、福祉関連情報について、各種冊子・リーフレット等紙媒体に加えホームページ・SNS等、市民のニーズを捉え多様な方法によって広く届けます。また、大和市デジタル・ガバメント推進指針や他自治体の先進事例等を参考に、ICT*を活用した利用促進の方策について研究・検討を進めます。

取り組み例	担当課
民生委員・児童委員を通じて、市民のニーズに応じた福祉サービスの情報を提供します。	福祉総務課
介護保険サービスの質の向上及び量の確保を図るとともに、給付適 正化の取り組みを強化するなどして、介護保険制度の円滑な運営に 努めます。	介護保険課
(再掲)ケアマネジャーの質の向上と適正な業務の確保に向けて、居宅介護事業所、地域包括支援センター、在宅介護支援センターのケアマネジャー等が参加するケアマネジャー連絡会議を開催し、情報共有を図ります。	介護保険課
介護保険サービス、障害福祉サービスの利用者及び家族のサービス 利用の利便性向上のため、市内の事業者を対象に共生型サービス*の 制度周知を図ります。	介護保険課
	障がい福祉課

≪成果を計る主な指標≫

成果指標	担当課	実績値 令和5年度	最終目標値 令和 11 年度
生活保護受給世帯のうち、働い	生活援護課	15.81%	17%
ている世帯	土/口顶设体 	13.61/0	17/0
生活困窮者自立支援事業の相談	生活援護課	722 件	1,000 件
受付件数(延べ)	土/口顶设体 	1221+	1,000 +
保健や福祉に関する情報の得や		21%	向上
すさに満足している人の割合	_ _	21/0	1위표

^{** 【}ICT】: インターネットやパソコン等の情報通信機器を用いて行うコミュニケーションを実現する 技術。

^{※ 【}共生型サービス】: 同一の事業所で一体的に介護保険と障がい福祉のサービスを提供する取り組み。

基本目標2

一人ひとりが地域に関心をもち、お互いに支えあうまち

【個別目標3】 福祉への理解と関心を高めます

≪現状と課題≫

- 〇日頃から住み慣れた地域の中で、誰もが安心して暮らすためには、地域住民同士の助け合いや支え合いが重要です。
- 〇市民を対象とした調査結果によると、近所での助け合いについて、市民はおおむね「手助けしたい」と回答しており、「自分が手伝う必要はない」と回答した人は少数にとどまっています。また、6割近くの市民が、近所の人に「災害時の手助け」「安否確認の声かけや見守り」等の手助けをしてもらいたいと回答しており、地域に住民同士の支え合いの意識が存在していることがうかがえます。
- 〇こうした住民同士の支え合いの意識が、具体的な行動や活動につながっていくよう、市民・ 地域の団体・事業所等の福祉に関する理解や関心を高めることが必要です。
- ○社会福祉法人を対象とした調査結果では、多くの法人が、地域交流を通じて得る成果として、地域住民の福祉に対する関心の高まりを挙げており、地域住民同士や当事者との交流の機会を充実させていくことが求められます。

主な取り組み① 地域住民への福祉の啓発

地域住民一人ひとりが地域でお互いに支え合う意識を高めることができるよう、福祉課題に関する講演会やキャンペーン等を実施し、福祉に関する啓発を継続的に実施します。

取り組み例	担当課
・市民に広く福祉を啓発するため、福祉分野で貢献した方の表彰や福祉に関する講演等を行う「福祉の日」の集いを開催します。・市民まつり等の多くの人が集まる機会を捉え、福祉の啓発活動を行い、親子間や友人間での福祉に対する理解や関心を高める機会を	福祉総務課
提供します。	
ひきこもりに関する理解を深め、当事者及び家族等に対する誤解や偏見のない地域社会を築くため、市民向け講演会を開催します。	福祉総務課
自殺の現状や背景、自殺に関する基本認識などについて、市民の理解 を深めるため、自殺対策講演会等を実施します。	障がい福祉課

取り組み例	担当課
誰もが自らに関わることとして認知症を理解し、それぞれの望む暮らしを続けられる、認知症とともに歩むまちを一丸となって目指すため、講演会の実施等により、認知症について正しい知識を学ぶ機会を提供します。	人生 100 年推進課
市民の権利擁護意識を高め、また、成年後見制度の理解促進を図るた	福祉総務課
め、成年後見制度に関する講演等、普及啓発を行います。	人生 100 年推進課
※第6章 成年後見制度利用促進に関する基本方針 に関連	障がい福祉課
共生社会の実現に向けて障がい者差別の解消を図るため、広く市民 に向けて講演会等の普及啓発を行います。	障がい福祉課

主な取り組み② 福祉教育・ボランティア学習の推進

子どもたちの福祉の心が培われるよう、学校や地域の関係者等と連携し、体験や交流を通じた福祉教育やボランティア学習等の推進に取り組みます。

取り組み例	担当課
・学校との連携による車いすバスケットボール等パラスポーツの体験やそれらを通じた障がい者との交流を図り、児童・生徒の福祉への理解と関心を高めます。	
・中高生を対象に、高齢の方や障がいのある方、子ども等とのふれあいを通じ、思いやりの心を育むことを目的として、社会福祉施設での体験学習を実施します。	福祉総務課
・福祉の心の育成や社会福祉に対する理解と関心を高めることを目 的に、学校との連携により各種講演会を開催します。	
誰もが自らに関わることとして認知症を理解し、支え合いの地域づくりを推進するため、小中学生へ認知症サポーター養成講座を実施 します。	人生 100 年推進課

主な取り組み③ 社会福祉法人による地域貢献の取り組み支援

社会福祉法人によるボランティアの受け入れや地域住民が交流できる場づくり等、社会福祉法人の地域貢献活動を促進するため、事業実施に向けた支援や適切な情報の提供等協力支援に努めます。

取り組み例	担当課
社会福祉法人の地域貢献を促進するため、社会福祉法人が策定する 社会福祉充実計画*を審議します。	福祉総務課
市社協が推進する市内社会福祉法人のネットワーク構築の取り組みを支援します。	福祉総務課
市社協による法人後見事業を支援します。また、親族以外の成年後見 人等の成り手不足に対応するため、法人後見事業に取り組む法人の 拡大に努めます。 ※第6章 成年後見制度利用促進に関する基本方針 に関連	福祉総務課
障がい者に対する理解の促進を図るため、障がい者地域作業所*展示即売会を実施し、障がい者の就労移行支援*、就労継続支援事業所*等の活動内容の紹介、展示販売を行います。	障がい福祉課

≪成果を計る主な指標≫

成果指標	担当課	実績値 令和5年度	最終目標値 令和 11 年度
地域で共に助け合って生活して		43%	T
いると思う市民の割合	_	43/0	门门工
市社協が推進する市内社会福祉			
法人のネットワークに参加した	福祉総務課	100%	100%
法人数の割合			

^{※ 【}社会福祉充実計画】: 社会福祉法人が保有する財産のうち、事業継続に必要な財産(控除対象財産)を控除してもなお一定の財産が生じる場合に、社会福祉充実財産を明らかにした上で計画的に社会福祉事業等に再投資を行うための計画。

^{** 【}地域作業所】: 在宅の障がい者が地域で自立した日常生活・社会生活を営むことができるように、 創作的活動・生産活動等を行う通所施設。

^{* 【}就労移行支援】: 一般就労(企業・事業所での就労)等を希望する障がい者に、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じて適性に合った職場への就労支援を行う職業訓練。

^{* 【}就労継続支援事業所】: 一般の事業所での就労が困難な障がい者に対し、就労機会の提供や生産活動機会の提供、就労に必要な訓練等の支援を行う事業所。

【個別目標4】 地域福祉活動の担い手を確保し連携を強化します

≪現状と課題≫

- 〇少子高齢化やライフスタイルの多様化等により、福祉活動の担い手が減少しています。自治会、民生委員・児童委員、地区社協を対象とした調査結果を見ても、地域福祉活動の担い手の高齢化に伴う新たな担い手の確保が、地域で福祉活動に取り組む団体共通の課題となっており、地域活動を担う人材の育成支援やボランティアに取り組む人の活動支援が求められています。
- 〇市民を対象とした調査結果によると、自治会活動やボランティア活動等の地域活動に現在参加している市民は、2割程度となっていますが、30歳代では4割程度が「参加したことはないが、今後参加したい」と回答しており、地域活動への参加意向が確認できます。参加意向が確認できた人で、現在参加していない理由として「きっかけがない」「参加方法がわからない」が挙げられていることから、幅広い世代の地域住民が気軽に地域の福祉活動に参加できるよう、情報発信や参加機会・場の充実などの環境づくりを進めることが必要です。
- 〇地域では様々な団体が福祉活動を行っています。自治会、民生委員・児童委員、地区社協、 社会福祉法人、専門職を対象とした調査結果によると、地域では関係団体・機関同士の連 携は既に進んでいますが、今後連携を深めたい相手として、医療機関や教育関係等が挙げ られていることから、連携相手や連携のあり方等に新たなニーズが生じていることがうか がえます。地域の福祉活動をより効果的に展開していくためには、地域の関係団体が緊密 に連携を図っていくことが必要です。
- ○民生委員・児童委員を対象とした調査結果によると、活動を行う上で負担に感じることや 困っていることとして、「情報が的確に入ってこない」を挙げる割合が突出して高くなって います。また、民生委員・児童委員の欠員を解消するための方策として「活動に対する理 解促進のための広報活動」「自治会との連携強化」が挙げられています。民生委員・児童委 員がやりがいと安心感を持って活動できるように、情報提供や広報活動、関係団体や専門 職との連携強化等活動支援について幅広く検討する必要があります。

主な取り組み① 各種ボランティアやサポーターの育成・活動支援

ボランティアやサポーターに関する情報を幅広い層の人々に発信し、興味や参加意欲を 高めます。また、各種活動に必要な知識や技術の取得、活動の場の提供等、継続的に活動 支援を行い、スキルアップやモチベーションの維持を図ります。

取り組み例	担当課
市民ボランティアの育成、活動支援に向けて、市社協が運営するボランティアセンターの運営支援を行います。	福祉総務課
成年後見制度の利用促進に向けて、市民後見人を養成し活動を支援 します。 ※第6章 成年後見制度利用促進に関する基本方針 に関連	福祉総務課
 ・介護予防と認知症に関する普及啓発及び、地域における自発的な介護予防活動の支援を目的として介護予防サポーターの養成を行います。 ・市内 11 地区の地区社協の「ふれあいネットワーク事業」において、高齢者の見守りやミニサロン、個別支援等を実施する地域ボランティアの育成と活動支援を行います。また、ミニサロンは、ホームページや市社協の発行等を通じて、引き続き周知をします。 	健康づくり推進課
 認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を見守り、応援する地域社会をつくるため、民間企業や学校等で「認知症サポーター養成講座」を実施します。 認知症サポーターを対象に、認知症への理解をさらに深め、チームオレンジとして認知症の人の希望を叶える活動を認知症の人とー緒に行うサポーターとなることを目指し、「認知症サポーター育成ステップアップ講座」を実施します。 	人生 100 年推進課
障がいの主な特性や障がいのある方への必要な配慮などを理解し、 日常生活において障がいのある方が困っている時などに、ちょっと した手助け等を実践する「あいサポーター」を養成します。	障がい福祉課
市民一人ひとりが心に悩みを抱えている人に早期に気付き、行政の 窓口や相談機関への橋渡しを支援する方法を学ぶため、ゲートキー パーの養成を行います。	障がい福祉課

育児を援助したい市民と育児の援助を受けたい市民とを地域でマッ	
チング支援するファミリーサポートセンター事業をNPO法人に委	すくすく子育て課
託して運営します。	

主な取り組み② 地域福祉を推進する団体との連携

自治会や地区社協をはじめとした地域福祉を推進する様々な団体が、円滑に活動を行う ことができるよう情報提供や情報共有を推進し、活動を支援します。また、NPO法人等の 新たな活動主体も含め、多様な団体等との連携や協力を図り、複雑化する地域生活課題や ニーズへの対応に努めます。

取り組み例	担当課
・市社協が策定する地域福祉活動計画との連携を図り、公私協働による地域の支援力向上に取り組みます。	
・日常生活圏域を基盤に福祉活動を推進している地区社協の取り組みを支援します。	福祉総務課
・地区社協が行う世代間交流や子育て支援など地域のつながりを推 進する活動の支援を行います。	1日 江川小心イス 0木
・日常生活圏域を基盤に住民自治活動を推進している自治会や福祉 活動を推進している団体等の取り組みを支援します。	
大和市福祉推進委員会の活動支援を通じ、地域全体へ福祉の心の育成と啓発を図ります。	福祉総務課
大和・綾瀬保護司会大和地区会及び大和市更生保護女性会の活動支援を通じ、地域住民に対し犯罪や非行のない地域づくりを推進します。 ※第7章 再犯防止推進に関する基本方針 に関連	福祉総務課
(再掲)高齢者の日常生活の支援を行う体制を充実させるため、様々	
な実施主体による見守りや支え合い活動等と高齢者を繋ぐ「協議体」	
の設置を進めるとともに、資源開発やネットワークの構築など、協議体の活動の中核的な役割を担う「支え合い推進員」の配置を行いま	人生 100 年推進課
す。	

主な取り組み③ 民生委員・児童委員への活動支援の充実

民生委員・児童委員がやりがいや安心感をもって活動できるよう支援を行うとともに、 活動しやすい環境づくりを進めます。また、民生委員・児童委員活動を広く周知すること により、民生委員・児童委員の担い手の確保に努めます。

取り組み例	担当課
・市民の身近な相談相手である民生委員・児童委員が、円滑に活動が できるよう推進体制を確保します。	
・地域住民のニーズや関係団体の事業等の正しい理解を促進し、地域での連携・協力体制の強化や民生委員・児童委員の担い手確保に努めます。	福祉総務課

主な取り組み④ 災害時における避難行動要支援者の避難支援体制の構築

災害時における避難行動要支援者の避難支援体制の構築に向けて、自治会、民生委員・ 児童委員、地区社協等、地域の支援者や社会福祉施設等と連携し、取り組みを進めます。

取り組み例	担当課
・災害時における避難行動要支援者の避難支援体制構築に向けて、平常時から自治会、民生委員・児童委員、地区社協へ避難行動要支援者名簿を提供し、地域における避難支援の体制づくりを推進します。	
・災害時における避難行動要支援者の避難支援等を実効性のあるものとするため、福祉専門職等の参画を得ながら、地域の自治会、民生委員・児童委員、地区社協等と連携して個別避難計画の作成に努めます。	福祉総務課
・避難生活施設での避難生活が困難と認められる高齢者や障がい者 等に対する支援体制の整備を進めます。	

≪成果を計る主な指標≫

成果指標	担当課	実績値 令和5年度	最終目標値 令和 11 年度
地域活動に参加している人の割 合	1	21.9%	o 上
つながり推進補助金事業参加者 数(累計)	福祉総務課	2,211 人	2,285人
民生委員・児童委員充足率	福祉総務課	93.1%	100%
避難行動要支援者名簿をもと に、支援体制づくりの取り組み を行っている自治会の割合	福祉総務課	43.2%	100%

基本目標3

一人ひとりが心身ともに健やかで、自分らしく暮らせるまち

【個別目標5】 孤立させない地域づくりを推進します

≪現状と課題≫

- ○誰とも会話がない、近所づきあいがないといった、社会から孤立した状況が長く続くと、 支援を必要とする人の発見を遅らせる要因となるほか、生きがいの喪失や、生活に不安を 感じることにもつながります。
- 〇市民を対象とした調査結果によると、社会的に孤立している人に対し地域でできることと して「あいさつや声かけ」に次いで「誰もが立ち寄れる居場所」を挙げる割合が高くなっ ています。また、高齢者や子ども等支援を必要とする人がいる世帯では、「支援者同士が交 流できる場」を望む声もありました。
- 〇自治会、民生委員・児童委員、地区社協を対象とした調査結果では、地域福祉を推進していく上で必要と考える施策について、「おひとりさまが孤立することなく生き生きと過ごすための取り組み」「子どもから高齢者まで気軽に集える居場所づくり」とする割合が高くなっています。
- 〇孤立しがちな人、課題を抱えてひきこもりがちな人を含め、誰もがその人らしく生き生き とした生活を営めるよう、身近な地域での多様な交流の場づくりや社会参加を促進するこ とが求められています。

<u>主な取り組み① だれもが気軽に集える居場所や当事者同士の交流の充実</u>

地域の人が気軽に立ち寄れる居場所づくりを進め、世代や分野を超えた交流を図るとと もに、講座やイベントの実施等、より多くの人に利用してもらえるよう場の充実を図りま す。また、当事者やその家族が社会的な孤立を感じることがないよう、同じ悩みを抱えた 人同士の情報交換や地域との交流を図ります。

取り組み例	担当課
市内 11 地区で、民生委員・児童委員が、子育て中の親子が気軽に参加できる子育てサロンを開催しており、その運営を支援します。	福祉総務課
65歳以上の人を対象に、転倒予防、認知症等の介護予防に関する内容を盛り込んだレクリエーションを通じて身近な地域の人との交流を図る「ひまわりサロン」の運営を支援します。	健康づくり推進課

取り組み例	担当課
子どもから高齢の方まで気軽に集える地域の居場所「ぷらっと」の運営を行います。「ぷらっと高座渋谷」では、市職員が相談に対してアドバイスを行い、必要に応じて地域包括支援センターや他の専門機関につなげます。	人生 100 年推進課
認知症の方とその家族を中心に、専門職・ボランティアなどの市民が 気軽に集い、交流できる「認知症カフェ」を開催します。	人生 100 年推進課
認知症当事者や介護者の悩みを軽減するため、当事者同士、介護者同士で気軽に語り合う交流会等を開催して支援します。	人生 100 年推進課
高齢のおひとりさまの健康のため、他者や社会とのつながりを持ち続けることができるように、一人でも参加しやすいイベントの情報をホームページで定期的に発信したり、一人暮らしのかたが利用可能な相談窓口などを掲載した「生活お役立ちガイド」を配布しています。また、おひとりさま同士の交流を図れるように、サロンなどの場を提供します。	人生 100 年推進課
障がい者と同じ立場で共感的な支援を行えるように、大和市心身障害児者福祉団体連合会の会員を相談員としてピア相談*を実施します。	障がい福祉課
子育てへの負担感の緩和を図り、安心して子育て・子育ちができる環境を整備することで、地域の子育て支援機能の充実を図るため、気軽に集え相談できる場として「子育て支援センター」や「つどいの広場(こどもーる)」を運営します。	こども総務課
母子寡婦の情報交換・交流を支援するため、母子寡婦福祉会への支援 を行います。	こども総務課
市内4か所の市立保育所を「地域育児センター」として運営し、保育所入所児童と地域の児童との交流保育や高齢の方との世代間交流などを行います。	ほいく課
親子が天候にかかわらず安心して過ごせる空間「屋内こども広場」を運営し、子どもの健やかな成長、子育て世帯の親子の交流の促進等を図ります。	ほいく課

-

^{* 【}ピア相談】: 障がい者本人やその家族自身が相談員となって、同じような環境や悩み経験を活かして、困りごとの相談に応じる。

取り組み例	担当課
無料もしくは安価な料金で食事の提供等を行う「こども食堂」を実施	
する団体を支援することにより、こどもの孤食を減らすとともに、世	 こども青少年みらい
代間交流や学習支援の場も含めたこどもにとって安心できる地域の	課
居場所づくりと保護者への子育て支援を進めます。	

主な取り組み② 生きがいづくりや社会参加の促進

世代や属性に関わらず、誰もがその人らしく生き生きとした生活が送れるよう、社会活動に参加しやすい環境を整えるとともに多様な機会創出により、生きがいづくりや社会参加の促進を図ります。

取り組み例	担当課
福祉有償運送*の適正な運営を確保し、公共の福祉の増進を図るため、事業者、利用者等で構成する福祉有償運送運営協議会を運営します。また、福祉有償運送の担い手確保のため、運転者講習を実施します。	福祉総務課
高齢の方の経験と能力を活かし、生きがいとして働く機会を提供している公益社団法人大和市シルバー人材センターの運営を支援します。	人生 100 年推進課
障がい者のスポーツ・文化活動の支援の一環として、神奈川県障害者 スポーツ大会への案内及び大会申し込み補助を行います。	障がい福祉課
単独での外出が困難な障がい者にガイドヘルパー*が同行し、主に余 暇機会の提供を行います。	障がい福祉課
NPO法人との協働により外出介助を実施し、移動に制約のある高齢者や障がい者の外出支援を行います。	障がい福祉課
精神に障がいがある方などが、地域で自立した生活を送れるよう、地域活動支援センターの運営を行います。プログラム活動(創作活動、グループワーク、運動、園芸)を実施するほか、居場所としてゆったりくつろげるフリースペースを設けています。また、有資格者による日常生活での困り事等の相談も行っています。	障がい福祉課

^{*【}福祉有償運送】: 一人で公共交通機関を利用することが困難な障がい者や高齢者等を対象としたドア・ツー・ドアの有償移送サービス。

^{** 【}ガイドヘルパー】: 移動介護従事者。身体障がい、知的障がいなどにより一人で外出するのが困難な障がい者に必要なサポートを行う介助者。

≪成果を計る主な指標≫

成果指標	担当課	実績値 令和5年度	最終目標値 令和 11 年度
こども食堂*の数(こども食堂マップに掲載するこども食堂の数)	こども青少年みらい 課	8か所	13か所
ぷらっと高座渋谷への来館者数	人生 100 年推進課	31,258人	31,570人
高齢者が生きがいをもち、安心し て暮らせる環境として満足してい る人の割合	_	21.5%	向上
障がい者が社会に参加し、安心し て暮らせる環境として満足してい る人の割合	_	9.4%	向上

-

^{** 【}こども食堂】: 食事の提供だけではなく、世代間交流や学習支援の場も含めた、こどもにとって安心できる地域の居場所。

【個別目標6】 地域での健康づくりを支援します

≪現状と課題≫

- 〇生涯にわたり市民一人ひとりが、生き生きと趣味や地域の活動に関わっていくためには、 健康であることが前提であることから、健康に関する取り組みが重要になります。
- 〇市民を対象としたアンケート調査結果をみても、市民の日常生活の不安や悩みとして、自 分や自分の家族の健康に関することが最も多く挙げられていることから、市民の「健康」 に対する関心は非常に高いことがわかります。
- ○地域のつながりを通じた健康づくりや介護予防の取り組みは、参加促進が期待されるほか、 住民同士の支え合いの強化にもつながることから、市民の健康に対する意識を高めながら、 地域が一体となって実践できるような健康づくりや介護予防活動を展開していく必要が あります。

主な取り組み① 地域での健康づくりや介護予防の充実

地域との協働により、健康づくりや介護予防を推進します。 ※こどもの健康づくりについては、大和市こども計画に記載しています。

取り組み例	担当課
大和市健康普及員連絡協議会の地域での活動を支援します。	健康づくり推進課
食生活改善推進員養成講座開催及び食生活改善推進協議会の地域で の活動を支援します。	健康づくり推進課
60歳以上の人を対象に、運動、栄養、口腔に関する介護予防セミナーを地域の身近な場所で実施します。	健康づくり推進課
65 歳以上の人を対象とした住民主体のサロン等にリハビリテーション専門職等を派遣し、生活機能の向上を図る体制づくりを支援します。	健康づくり推進課

主な取り組み② 健康づくり事業の推進

検診体制の充実や健康管理を支援するための健康相談や保健指導等を実施し、市民一人 ひとりの健康不安の解消を図るとともに、健康に関する知識の普及と市民の健康意識の向 上を図ります。

取り組み例	担当課
・がんや生活習慣病等の早期発見、早期治療により、市民の健康の維持・増進を図るため、健康増進法に基づく各種がん検診とともに、 特定健康診査及び長寿健康診査等を実施します。	医療健康
・市民が自主的に健康づくりに取り組むきっかけとするため、定期 的な受診を呼びかけるとともに、必要に応じて、受診後の情報提 供等を実施します。	医療健康課
・生活習慣病予防や介護予防として、特定健康診査・長寿健康診査等 の有所見者や低栄養予防該当者への保健指導を行います。	
・365 日・24 時間体制で看護師等の専門職による電話相談を実施 し、健康、医療、介護、育児、メンタルヘルス等多様な内容の相談 支援、医療機関の情報提供等を行います。	健康づくり推進課
地域団体等からの依頼による出張けんこう教室等において、保健師 や管理栄養士が健康教育を実施します。	健康づくり推進課

≪成果を計る主な指標≫

成果指標	担当課	実績値 令和5年度	最終目標値 令和 11 年度
介護予防セミナー受講者数(延べ)	健康づくり推進課	1,187人	1,270人
自ら健康づくりに取り組んでい ると思う市民の割合	_	58.6%	向上



成年後見制度利用促進に関する基本方針

1 基本方針の趣旨

認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない人は、財産の管理 や契約等の法律行為を行う際に、自分で判断することが難しい場合があります。成年 後見制度は、こうした人について、家庭裁判所によって選任された成年後見人等が、 財産の管理や福祉サービス等の契約を行い、本人の権利を守り生活を支援する制度で す。

しかし、この制度は、財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを支える重要な 手段であるにもかかわらず、これまで十分に活用されていませんでした。高齢化の進 行に伴い、成年後見制度の重要性は今後一層高まることから、成年後見制度の利用の 促進を図るため、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行 され、下記のとおり市町村の講ずる措置が規定されました。

本市においても、高齢化の進行等を受け、今後制度を必要とする人の増加が見込まれることから、制度の利用の促進に係る市の方針を、地域福祉の観点から本計画において定め、適切に制度につながり、その人の権利が守られるための取り組みを進めていきます。

(本市の成年後見制度利用促進基本計画(成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条)として位置付けます。)

<成年後見制度の利用の促進に関する法律>

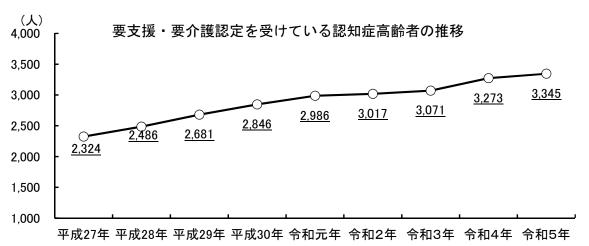
(市町村の講ずる措置)

- 第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

2 市の成年後見制度に関連する統計データ

(1) 認知症高齢者の推移

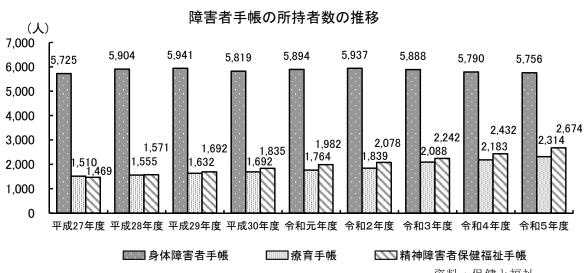
要支援・要介護認定を受けている認知症高齢者は年々増加しており、令和2年度には3,000人を超えました。



資料:保健と福祉(各年4月1日現在)

(2) 障害者手帳の所持者数の推移

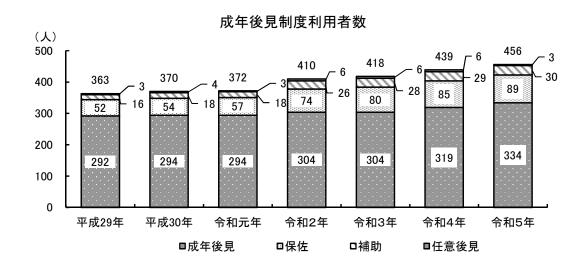
身体障害者手帳所持者数は、増減を繰り返しながらも、ほぼ横ばいで推移しています。一方、療育手帳所持者数と精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあります。



資料:保健と福祉

(3) 成年後見制度利用者数

成年後見制度利用者数は年々増加しており、令和5年で456人となっており、類型 別では、成年後見の利用者が最も多くなっています。



資料:横浜家庭裁判所(各年12月末日時点) ※数値は横浜家庭裁判所の自庁統計に基づく概数であり、今後の集計整理により異同訂正が生じることがある。

(4) 市長申立件数の推移

市長申立による制度利用件数は、年度によって増減はあるものの、平均すると10件前後で推移しています。

市長申立による法定後見制度の利用件数

単位:件

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
高齢者	7	6	16	11	7
障がい者	2	2	3	2	1
計	9	8	19	13	8

資料:大和市

(5)後見人等報酬助成件数の推移

後見人等報酬助成件数は、年々増加しており、令和5年度で62件となっています。

報酬助成件数の推移

単位:件

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
高齢者	21	21	28	38	40
障がい者	6	9	10	12	22
計	27	30	38	50	62

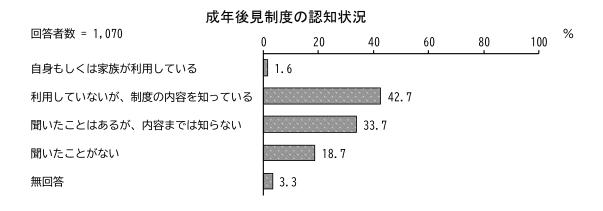
資料:大和市

3 市民・専門職へのアンケート調査

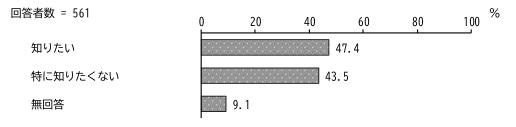
(1) 市民意識調査結果

① 成年後見制度の認知状況

成年後見制度について、内容まで知っている市民の割合は約4割と、知らない人の 方が多い状況ですが、知らないと回答した人でも、約半数の人は制度について知りた いと回答しており、とりわけ、何らかの支援が必要な人がいる世帯では、制度につい て、より関心が高い状況です。



成年後見制度の理解への意向



【クロス集計】(支援を必要とする人の状態×成年後見制度の理解への意向)

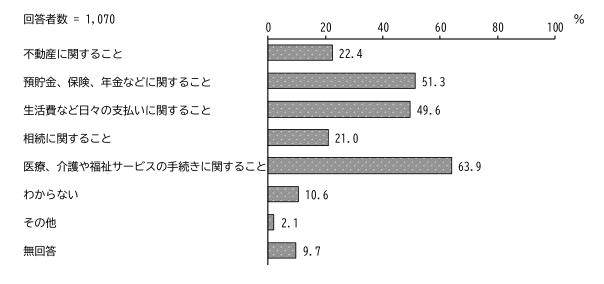
単位:%

区分 ※P26「⑤支援を必要とする人の状況」 を参照	回答者数(件)	知りたい	特に知りたくない	無回答
全 体	123	52.0	37.4	10.6
6歳未満	20	60.0	40.0	_
外国籍	3	66.7	33.3	_
介護保険サービスを受けている	39	56.4	33.3	10.3
障害福祉サービスを受けている	14	<u>85. 7</u>	14.3	_
介護保険や障害福祉サービス等公的サービスは 受けていない	24	41.7	33. 3	25. 0
その他	18	50.0	44. 4	5. 6

② 成年後見制度の利用意向

制度利用については、不動産や相続に関するニーズよりも、身上監護*面のニーズが大きく上回っています。

成年後見制度を利用することになった場合支援してほしいこと



^{** 【}身上監護】本人にとって必要な介護サービスや福祉サービス、医療行為や入院等ができるように 手配、手続、契約を行うこと。

(2) 専門職ヒアリング調査結果

専門職にヒアリング調査を行い、成年後見制度に関する現状を把握しました。

<成年後見制度に関する主な意見>

- 成年後見制度の利用に至るまでに時間がかかる。
- 事務手続が煩雑である。
- 申立て手続等の支援を行う機関が必要である。
- 当事者家族に対する早期の制度周知が必要である。
- 大和あんしんセンター*を利用したいが、順番まちの状況である。

4 成年後見制度に関する現状と課題

<現状>

- 認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者ともに増加傾向にあり、成年後見制度の利用者の更なる増加が見込まれます。
- 市民を対象とした調査の結果によると、成年後見制度の認知度は4割程度ですが、判断能力が低下した際の身上監護や預貯金の管理に関して支援を望む声は多いことが確認できます。
- 市長申立や報酬助成の件数についても近年増加傾向であり、制度利用に対するニーズが高まっていることがうかがえます。
- 専門職を対象とした調査の結果によると、後見人等が選任されるまでにかかる時間の長さや申立て手続の煩雑さ等から、制度利用のしにくさを挙げています。

<課題>

- 〇 成年後見制度に対する正しい知識の普及
- 成年後見制度を利用しやすい環境の整備
- 利用者本位で信頼度の高い制度の構築・運営

^{* 【}大和あんしんセンター】: 大和市社会福祉協議会の中に設置されていて、市内に暮らす高齢者や障がい者の福祉サービスの利用支援や金銭管理、大切な書類等を預かる事業を実施する拠点。

5 基本方針

基本方針① 成年後見制度の周知と理解促進

誰もが成年後見制度を正しく理解し、安心して制度を利用することができるよう、市民 ニーズを捉えた制度の普及・啓発に努めます。また、支援を必要とする人が早期の支援に つながるよう、医療・介護・福祉サービス事業所や金融機関等関係機関に対しても制度周 知を図ります。

【主な取り組み】

(1)講演会・講座の開催

市民の権利擁護意識を高め、また、成年後見制度の理解促進を図るため、成年後見制度に関する講演や講座の開催等、普及啓発を行います。

(2) 広報活動の推進

支援を必要とする人が早期の支援につながるよう、チラシ、パンフレット等の印刷物やホームページ等により、成年後見制度の周知・広報活動を行います。また、家族会や地域福祉団体等への説明会等を通じ、制度の理解促進を図ります。

基本方針② 成年後見制度を利用しやすい環境の整備

成年後見制度を利用する人が、多様な選択の中から安心して制度を利用することができるよう、相談体制の充実に努めるとともに、制度利用が困難な人への支援等に取り組みます。 また、制度の利用ニーズの拡大に対応するため、権利擁護を担う人材の確保や育成に努めます。

【主な取り組み】

(1) 相談体制の更なる整備

市民に身近な窓口において、権利擁護に関する相談に対応できる体制を更に整え、 家庭裁判所への手続に関する支援等を行うとともに、必要に応じて法律専門職につな ぎます。

(2) 制度利用が困難な人への公的支援

成年後見制度の利用に当たって、本人や親族ともに申立てが難しい場合に、市長が 申立てを行い、制度を利用できるよう支援します。また、制度の利用が必要な高齢者 や障がい者に、制度の申立てに係る経費及び後見人の報酬を助成します。

(3) 権利擁護を担う人材確保・育成

権利擁護を担う人材として、市民後見人を養成し、市民後見人が成年後見人等として円滑に後見活動ができるよう支援するとともに、市社協による法人後見事業*を支援します。また、親族以外の成年後見人等の成り手不足に対応するため、法人後見事業に取り組む法人の拡大に努めます。

(4) 成年後見制度と他のサービスとの連携

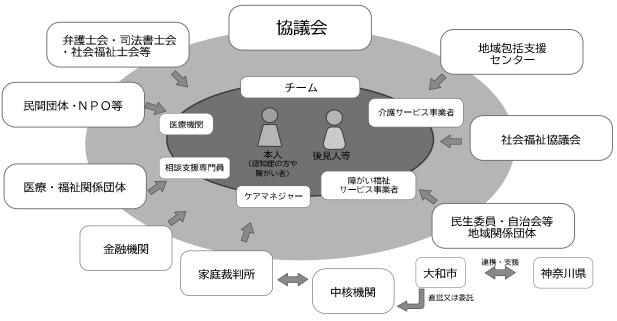
市社協で実施している福祉サービス利用援助、日常的金銭管理サービス及び書類管理サービスに対する助成を行うとともに、サービス利用対象者の成年後見制度への円滑な移行に向けた支援を行います。また、適切な後見類型等の選択など、必要な制度利用につなげるとともに、法定後見制度だけでなく任意後見制度の周知・啓発を図ります。

基本方針③ 地域連携ネットワークの構築

権利擁護を必要とする人が、本人らしい生活を守るために、成年後見制度を利用できるよう、保健・福祉・医療・地域等の関係者と司法等が連携し、被後見人等を適切に必要な支援につなげる体制を構築します。

【地域連携ネットワークのイメージ図】

保健・福祉・医療・地域等の関係者と司法等が連携し、被後見人等を適切に必要な支援 につなげる体制で、「チーム」「協議会」「中核機関」によって構成されます。



本市では大和市成年後見支援センターが中核機関を担っています。

72

^{* 【}法人後見事業】: 社会福祉法人や社団法人、NPO 法人などの法人が成年後見等になり、親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うこと。

【主な取り組み】

(1)権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

権利擁護に関する相談窓口を明確化し、市民や支援関係者等が安心して相談できる体制を整備します。その中心的な役割を担う中核機関を運営するとともに、協議会を設置して関係団体間のネットワーク構築と連携強化を進め、チームによる本人支援体制を整えます。

(2) 中核機関の運営

中核機関は、広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能を 有し、これらの機能を果たすため、地域連携ネットワークのコーディネートや協議会 の事務局を担います。

〈中核機関の機能〉

機能	機能を果たすための取り組み例
広報機能	・成年後見制度に関する講演会やパンフレット等による周知・広報
相談機能	・明確な相談窓口の設置 ・申立てに関わる相談・支援
成年後見制度利用促進機能	・本人の特性を踏まえた後見人等候補者推薦のための検討・市民後見人の研修等養成
後見人支援機能	親族後見人や市民後見人からの相談対応、報告書等 作成支援

(3) チームの形成とチームへの支援

本人の意思決定支援を重視した後見活動が実現できるよう、本人を中心とした支援 関係者等による「チーム」づくりを支援するとともに、「チーム」からの権利擁護支援に関する相談に対応します。

(4) 成年後見利用促進協議会の開催

成年後見等開始の前後を問わず、「チーム」に対し法律・福祉の専門職や関係機関が必要な支援を行えるよう、成年後見利用促進協議会を開催し、権利擁護に関する地域課題の検討、情報交換等を通じ、専門団体その他関係機関の連携強化を図ります。



再犯防止推進に関する基本方針

1 基本方針の趣旨

罪を犯した人達の中には、出所後帰る場所がなく、安定した仕事や住居を失うなど、 地域社会で生活する上で様々な課題に直面する人が多くいます。このような人の中に は、地域社会とも行政ともつながることができず孤立し、必要な支援を受けることが できず再び罪を犯してしまう人たちがいます。

全国における刑法犯の認知件数は平成15年以降減少を続けていますが、再犯者率 (刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の割合)は上昇傾向にあり、令和3年には 48.6%と刑法犯検挙者の約半数は再犯者という状況にあります。

国においては、罪を犯した人の円滑な社会復帰を促進することによる再犯の防止が 犯罪対策において重要であることを鑑み、平成28年に「再犯の防止等の推進に関する 法律」を施行し、市町村に、国との適切な役割分担を踏まえ、地域の実情に応じた施 策を実施する責務を規定するとともに、地方再犯防止推進計画の策定を努力義務とし て規定しました。

こうした国の動向を受け、本市においても再犯防止の推進に向けた市の方針を、地域福祉の観点から本計画において定め、福祉などの関係機関や民間協力者等と連携し、罪を犯した人が地域で孤立することなく、円滑に社会復帰するための支援を推進します。

(本市の地方再犯防止推進計画(再犯の防止等の推進に関する法律第8条)として 位置付けます。)

<再犯の防止等の推進に関する法律>

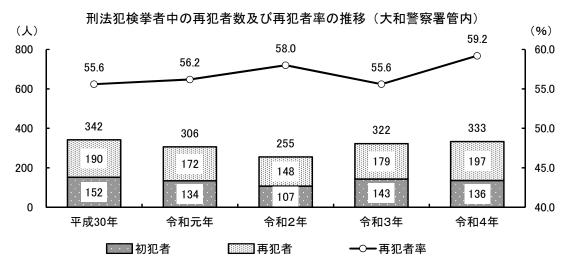
(地方再犯防止推進計画)

- 第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村に おける再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進 計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

再犯防止に関連する統計データ

(1) 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率

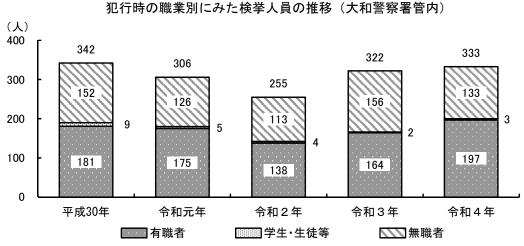
大和警察署管内の刑法犯の検挙数は令和2年まで減少傾向にあったものの、令和3 年には増加に転じています。そのうち、再犯者率は5割を超える状況が続いており、 令和4年には59.2%となっています。



資料:法務省矯正局提供データ ※検挙人員は少年を除いた人数

(2) 犯行時の職業別検挙人員

犯行時の職業別に検挙人員を見ると、無職者の割合が4割から5割近い状況で推移 しています。



資料:法務省矯正局提供データ ※検挙人員は少年を除いた人数

(3) 保護司数

大和・綾瀬保護司会大和地区会における会員数は減少傾向にあり、令和6年では34人となっています。

大和·綾瀬保護司会大和地区会 会員数

単位:人

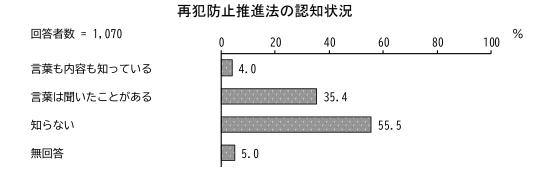
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
会員数	42	40	37	36	36	34

資料:大和市福祉総務課(各年5月1日現在)

3 市民へのアンケート調査

(1) 再犯防止推進法の認知状況

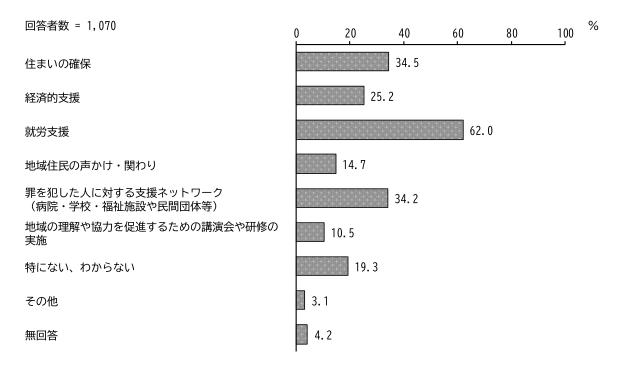
再犯防止推進法について、「知らない」と回答した市民の割合は5割以上となっており、法律の趣旨や再犯防止に必要な支援など、地域への理解が浸透していない状況がうかがえます。



(2) 再犯防止に向けた支援

再犯防止に向けた支援として、就労支援や住まいの確保など生活の基盤を安定させるための支援が必要と認識されています。

必要と思う再犯防止に向けた支援



4 再犯防止に関する現状と課題

<現状>

- 大和警察署管内における刑法犯の検挙者数は減少傾向にありますが、再犯者率は 5割を超える状況が続いています。また、犯行時の無職者の割合は4割から5割 に近い状況となっています。
- 国の統計によると、高齢者の2年以内再入率*は直近の5年間(平成29年から令和 3年まで)では20.0%前後で推移しており、出所者全体と比べると一貫して高 く、知的障がいを有する受刑者は、再入者全体と比べると、再犯に至るまでの期 間が比較的短く、刑事施設への入所度数は高い傾向にあります。
- 市民を対象とした調査結果によると、再犯防止に向けた支援として、就労支援や 住居に関する支援等、生活の基盤を安定させるための支援が必要と認識されてい ます。
- 再犯防止の推進において、保護司をはじめとした民間協力者が重要な役割を果た していますが、その人員は減少傾向にあります。
- 〇 再犯防止推進法の市民の認知度は、「聞いたことがある」を含めても4割に満たない状況です。

<課題>

- 就労・住居の確保
- 保健医療・福祉サービスの適切な提供
- 民間協力者の活動の促進
- 再犯防止に関する広報・啓発

^{※ 【}再入率】: 刑事施設を出所した者が、出所年を含めて2年以内に再入所した割合。

5 基本方針

基本方針① 自立支援のための取組

性別、年齢、心身の状況、家庭環境等、罪を犯した人等の特性や現状に応じた居住先の確保を支援するとともに、ハローワーク等関係機関と連携を図りながら、相談者の状況に応じた就労支援を行います。

基本方針② 保健医療・福祉サービスの利用の促進

高齢者や障がいのある人の再犯を防止するためには、福祉的支援につなげることが重要であることから、地域包括支援センターや障害支援機関等と連携しながら、包括的相談支援体制の中で包括的に受け止め、高齢者福祉や障がい福祉、生活困窮者の自立支援等の保健医療・福祉サービス等を適切に提供し、安定した生活が送れるよう支援します。

基本方針③ 民間協力者の活動の促進

罪を犯した人や非行をした人の立ち直りを助けるとともに、地域の犯罪や非行を予防するための活動等を行っている「保護司」や「更生保護女性会」等民間協力者の活動を支援します。

基本方針④ 広報・啓発活動の促進

罪を犯した人や非行をした人たちの更生について広く地域住民の理解を得るため、「社会を明るくする運動*」等を通じて、再犯防止に関する広報・啓発活動を進めます。

^{* 【}社会を明るくする運動】: すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動。



計画の推進体制と進行管理

地域福祉計画の着実な推進を図るため、社会福祉法第107条第3項の規定に則り、 PDCAサイクルにより進行管理を行います。

(社会福祉法 第107条)

第百七条(略)

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(1) 社会福祉審議会

市議会議員、地域福祉団体の代表者、関係行政機関の職員、学識経験者、保健医療・福祉施設の代表者、公募市民等で構成される「社会福祉審議会」において、本計画に基づく施策や事業の取組状況を把握し、本計画の進捗状況の総合的な評価を行うほか、本計画推進のための方策について審議します。

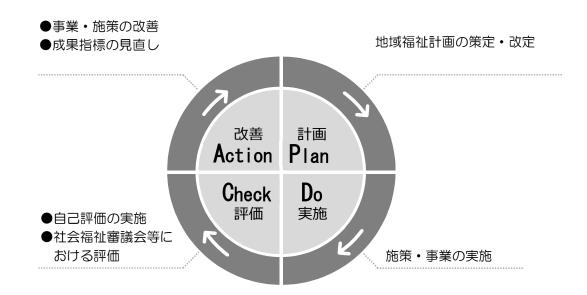
(2) 地域福祉計画検討会議

あんしん福祉部、こども部及び健幸・スポーツ部の関係各課、市社協で構成される 「地域福祉計画検討会議」において、本計画に基づく事業の取り組み状況の把握と評価を行うほか、具体的施策や事業の検討等を行います。

(3) その他

成年後見制度利用促進に関する基本方針及び再犯防止推進に関する基本方針については、別途、関係者間で取り組み状況を確認し、必要に応じて社会福祉審議会に報告します。

<PDCAサイクルによる計画の推進・進行管理>



資料編

1 計画策定の体制

〇大和市社会福祉審議会

市長の諮問機関として、市議会議員、地域福祉団体の代表者、関係行政機関の職員、 学識経験者、保健医療・福祉施設の代表者、公募市民等で構成される社会福祉審議会 において審議を行いました。

◎:会長 ○:職務代理

	選出区分	委 員 名	選出団体・役職等
1 2	市議会の議員	山本 光宏(R4.10 国兼 久子(R5.5.3 町田 零二(R5.5.3 西田 恵美(R6.5.9 堀合 研二郎(R6.5.10 木村 賢一(R6.5.10	3まで) 11まで) 9まで) 大和市議会 5.9まで) Oから)
3	地域福祉団体	石井 敏英	大和市社会福祉協議会 会長
4	の代表者	村上 法芳	大和市民生委員児童委員協議会 会長
5	関係行政機関	加藤 祐子(R6.3.3 小笠原 弘和(R6.4	
6	の職員	臼井 泉(R5.3.31 妹尾 洋之(R5.4.1	一大机械啪机时只要相影听 听長
7		◎小野 敏明	田園調布学園大学 名誉教授
8	学識経験を有 する者	北林 郁子	東京地方税理士会大和支部
9		村井 祐一	田園調布学園大学 教授
10	归决定债。	〇大出 英和	高齢者福祉施設協議会
11	保健医療・福 祉施設等を代	和田 一佐	公益社団法人大和市医師会 理事
12	表する者	O熊井 さとみ (R6.3 大越 由喜彦 (R6.4	順善石日1/文括協議会
13	市長が行う	垣見 凌子	市民公募
14	公募に応じた 市民	遠藤 八重子 (R6.5 君山 叔子 (R6.6.7	市民公景
15	市長が必要と 認めた者	二見富春	大和市自治会連絡協議会 副会長

委員任期: 令和4年6月1日~令和6年5月31日 令和6年6月1日~令和8年5月31日

〇地域福祉計画検討会議

庁内11課及び市社協で構成される地域福祉計画検討会議を設置し、計画策定に関する検討を行いました。

区分	所属課等	
	医療健診課	
	健康づくり推進課	
	介護保険課	
	人生 100 年推進課	
	障がい福祉課	
	生活援護課	
	こども総務課	
	ほいく課	
	すくすく子育て課	
	こども・青少年課	
	健康福祉総務課	
	大和市社会福祉協議会	

2 計画策定の経過

①社会福祉審議会の開催

【令和4年度】

回	年月日	議題
第1回	令和4年 7月19日(火)	・第5期大和市地域福祉計画について 等
第2回	令和4年 11月18日(金)~ 12月5日(月) 書面開催	・次期大和市地域福祉計画の策定について・次期地域福祉計画策定に向けたアンケート等実施概要について・次期地域福祉計画策定に向けたアンケート(案)について 等
第3回	令和5年 3月24日(金)	・地域福祉計画に盛り込むべき事項について・次期地域福祉計画策定に向けたアンケート調査結果の報告について・次期地域福祉計画策定に向けたヒアリング調査結果の報告について等

【令和5年度】

回	年月日	議題	
	今和長年	・第5期大和市地域福祉計画について	
第1回	令和5年	・第5期大和市地域福祉計画施策評価シート(案)
	6月30日(金)	について	等
笠の同	令和5年	・第6期大和市地域福祉計画の策定について	
第2回	7月12日(水)	・第5期から第6期への体系整理案について	等
	令和5年	・第6期大和市地域福祉計画に位置付ける事務	事業
第3回	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	について	
	12月19日(火)	・第5期大和市地域福祉計画の延伸について	等

【令和6年度】

回	年月日	議題
第1回	令和6年 7月12日(金)	・第5期大和市地域福祉計画について ・第5期大和市地域福祉計画施策評価シート(案) について 等
第2回	令和6年 8月19日 (月)	・第6期大和市地域福祉計画について
第3回	令和6年 9月24日 (火)	・第6期大和市地域福祉計画について
第4回	令和6年 11月13日 (水)	・大和市地域福祉計画(案)について(諮問) ・大和市地域福祉計画(案)について(答申)

第5回	令和7年	・市民意見公募結果について
第5回	2月14日 (金)	・第6期大和市地域福祉計画の進行管理について

②地域福祉計画検討会議の開催

【令和4年度】

回	年月日	議題
第1回	令和4年 6月1日(水)~ 6月17日(金) 書面開催	・第5期大和市地域福祉計画について等
第2回	令和4年 11月10日(木)~ 11月15日(火) 書面開催	・次期大和市地域福祉計画策定に向けたアンケート (案)について 等
第3回	令和5年 3月6日 (月)	・地域福祉計画に盛り込むべき事項について ・次期地域福祉計画策定に向けたアンケート調査結 果について 等

【令和5年度】

回	年月日	議題
	令和5年	・第5期大和市地域福祉計画について
笠 4 同	6月1日(木)~	・第5期大和市地域福祉計画施策評価シート(案)
第1回	6月7日 (水)	について
	書面開催	

【令和6年度】

	年月日	議題	
第1回	令和6年	・第5期大和市地域福祉計画評価シートについて	
	6月18日(火)	・次期地域福祉計画について	

③アンケート調査等の実施

令和5年1月11日(水)から令和5年1月25日(水)にかけて、市民及び関係団体等に対してアンケート調査等を実施しました。

《アンケート調査等の実施状況》

調査の種類	対象	配布数 • 対象数	有効回答数	有効回答率
市民アンケート調査	市民(18 歳以上、無作為抽出)	3,000 通	1,070 通	35.7%
	自治会	152通	130通	85.5%
関係団体等	民生委員•児童委員	254 通	218通	85.8%
アンケート調査	地区社会福祉協議会	11 通	11 通	100.0%
	市所管社会福祉法人	17通	13 通	76.5%
専門職ヒアリング	ケアマネジャー、相談支援専門員、 社会福祉士等	14人	ヒアリング調査を実施	
当事者ヒアリング	こもりびと当事者	5人		

④パブリックコメントの実施

広く市民の意見や要望等を収集するため、令和6年12月10日(火)から令和7年1月10日(金)までパブリックコメントを実施しました。

《パブリックコメントの実施》

項目	概要	
受付方法	を付方法 持参、郵送、ファクシミリ、電子申請	
周知方法 広報やまと、市ホームページ		
資料の閲覧方法	文書配架 ・市役所本庁舎 1 階情報公開コーナー、保健福祉センター5 階健康福祉総務課 ・各分室、各連絡所・各学習センター、各コミュニティセンター 市ホームページ	
意見提出者数	2人	
意見件数	3件	

3 諮問、答申

○諮問

令和6年11月13日

大和市社会福祉審議会会長 殿

大和市長 古谷田 力

大和市地域福祉計画(案)について(諮問)

このことについて、大和市地域福祉計画を改定するにあたり、別添「大和市地域福祉計画 (案)」に関する貴審議会の意見を求めます。

○答申

令和6年12月13日

大和市長 古谷田 力 様

大和市社会福祉審議会 会長 小 野 敏 明

大和市地域福祉計画(案)について(答申)

令和6年11月13日付で諮問のありました「大和市地域福祉計画(案)」について、本審議会で審議した結果、内容は妥当なものと認め、ここに答申します。

なお、留意すべき事項として下記のとおり意見を付しますので、その趣旨を十分尊重されるよう要望します。

【附帯意見】

- 1. 福祉関連情報について、様々な媒体を活用した情報提供を行うことを要望します。
- 2. 今後実施する意見公募手続(パブリックコメント)を通じて寄せられる意見を真摯に反映した 計画としてください。
- 3. 市民へのアンケート調査結果で、「障がい者が社会に参加し、安心して暮らせる環境に満足している人の割合」が低い傾向にあることが確認できます。このような結果となった要因の分析を進め、満足している人の割合が増加するよう努めてください。
- 4. 地域福祉の担い手不足の解消策について、検討を進めることを要望します。
- 5. 専門職による多機関協働で、複合的な課題を抱える方への支援に取り組んでください。

4 地域福祉に関するアンケート調査結果(抜粋)

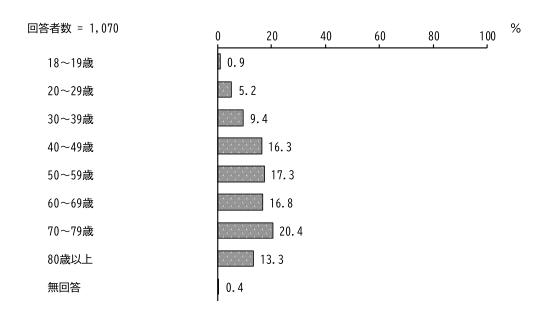
市民、自治会、民生委員・児童委員、地区社協、社会福祉法人を対象に実施したアンケート調査の結果を掲載します(本文中に掲載した項目等を除く)。

(1) 市民アンケート

【回答者の属性】

① 年齢(令和5年1月10日現在)

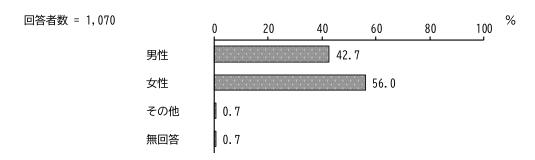
「70~79歳」の割合が20.4%と最も高く、次いで「50~59歳」の割合が17.3%、「60~69歳」の割合が16.8%となっています。



2 性別

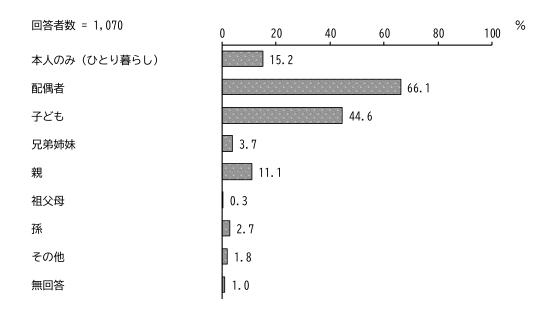
「男性」の割合が42.7%、「女性」の割合が56.0%となっています。

「その他」と回答した件数は7件でそのうち1件は「どちらともいえない」、6件は無回答でした。



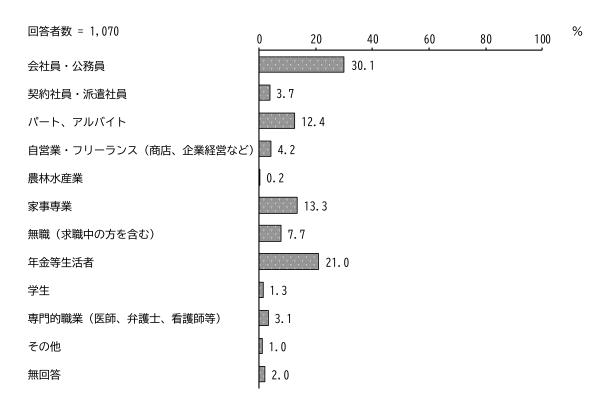
③ 世帯構成

「配偶者」の割合が66.1%と最も高く、次いで「子ども」の割合が44.6%、「本人のみ(ひとり暮らし)」の割合が15.2%となっています。



④ 職業・就学の状況

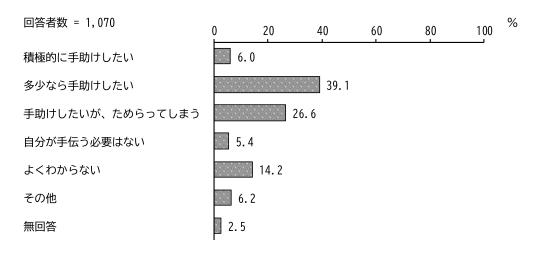
「会社員・公務員」の割合が30.1%と最も高く、次いで「年金等生活者」の割合が21.0%、「家事専業」の割合が13.3%となっています。



【地域での助け合い】

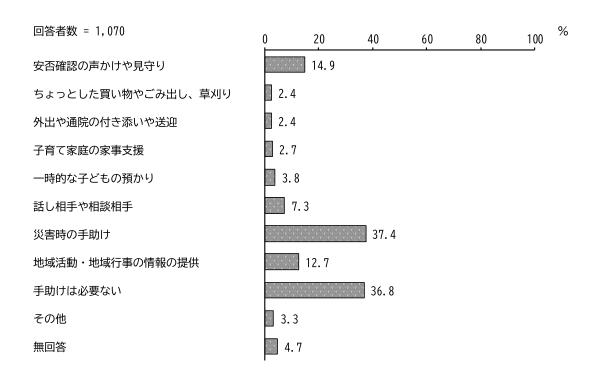
① 支援が必要な世帯に対する手助けについて

「多少なら手助けしたい」の割合が39.1%と最も高く、次いで「手助けしたいが、 ためらってしまう」の割合が26.6%、「よくわからない」の割合が14.2%となって います。



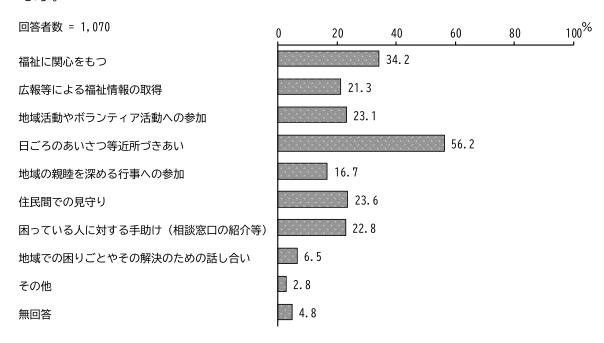
② 近所や地域の人に手助けしてもらいたいこと

「災害時の手助け」の割合が37.4%と最も高く、次いで「手助けは必要ない」の割合が36.8%、「安否確認の声かけや見守り」の割合が14.9%となっています。



③ 地域のつながりを高めるうえで、地域住民としてできること

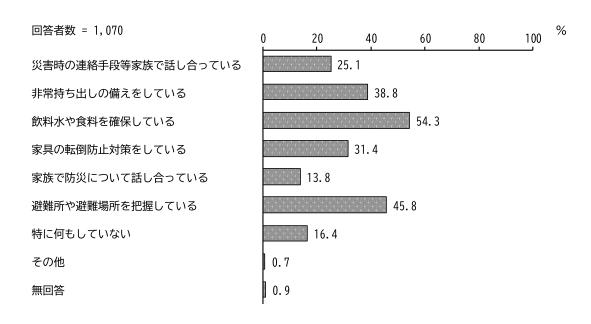
「日ごろのあいさつ等近所づきあい」の割合が56.2%と最も高く、次いで「福祉に関心をもつ」の割合が34.2%、「住民間での見守り」の割合が23.6%となっています。



【災害】

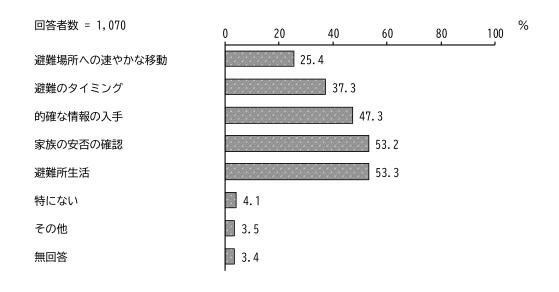
① 災害への備え

「飲料水や食料を確保している」の割合が54.3%と最も高く、次いで「避難所や 避難場所を把握している」の割合が45.8%、「非常持ち出しの備えをしている」の 割合が38.8%となっています。



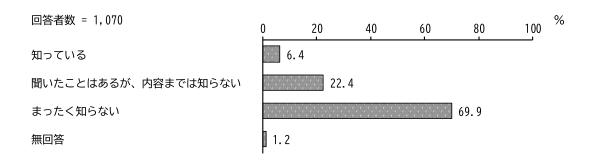
② 避難の際不安に感じること

「避難所生活」の割合が53.3%と最も高く、次いで「家族の安否の確認」の割合が53.2%、「的確な情報の入手」の割合が47.3%となっています。



③ 避難行動要支援者支援制度の認知度

「まったく知らない」の割合が69.9%と最も高く、次いで「聞いたことはあるが、内容までは知らない」の割合が22.4%となっています。



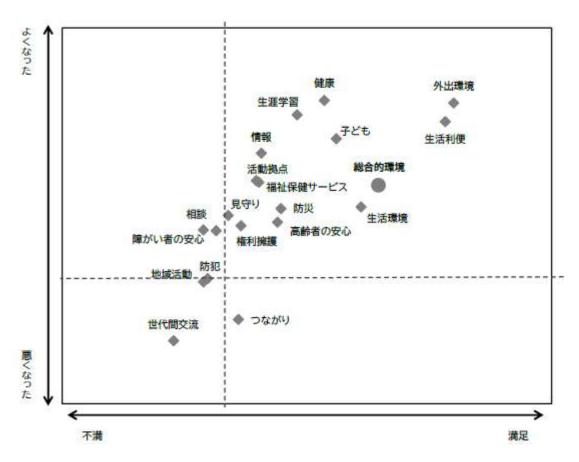
【地域での暮らしに関する環境】

○ 地域での暮らしの環境の満足度及び以前と比べた変化

アンケート調査時における地域での暮らしに関する満足度について、以前(概ね5年前)と比べた変化を下記のグラフに示します。

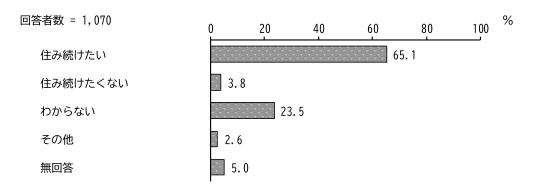
『暮らし全体の環境(総合的環境)』は満足度も高く、以前よりもよくなったと評価されています。

- ◇満足度も高く、以前と比べてよくなった項目 『買い物や交通の便がよく誰もが外出しやすい環境』 『生活のいろいろな面での利便性』
- ◇以前よりよくなっているが、満足度が比較的低い項目 『健康づくりの推進や介護予防』『だれもが生涯学習や好きな活動ができる環境』
- ◇以前よりよくなっているが、満足には至っていない項目 『困ったときに相談ができ、誰かが支えてくれる環境』 『障がい者が社会に参加し、安心して暮らせる環境』
- ◇不満でかつ以前より悪くなった項目 『世代が違う人同士の交流』『地域の人とのつながり』



【定住意向】

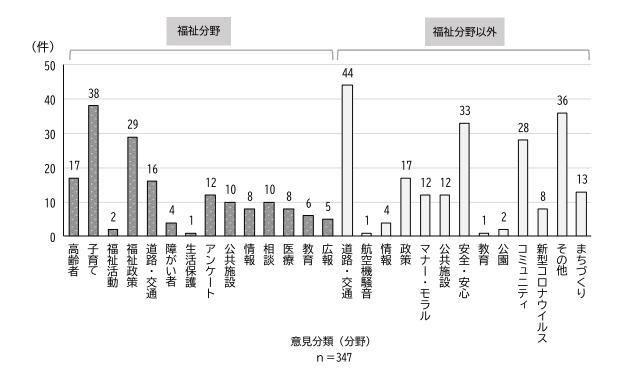
「住み続けたい」の割合が65.1%と最も高く、次いで「わからない」の割合が23.5%となっています。



【大和市の福祉に関する意見等】

自由記述による意見は、347名から377件の意見がありました。

意見の分野をみると、福祉分野では、「子育て」「福祉政策」「高齢者」の順に多く、福祉以外では、「道路・交通」「安全・安心」「コミュニティ」の順となっています。

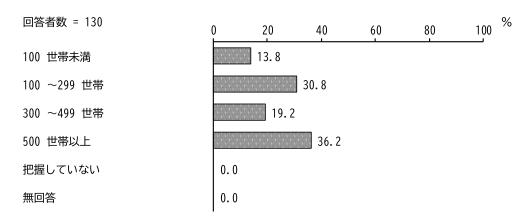


(2) 自治会アンケート

【回答のあった自治会の概要】

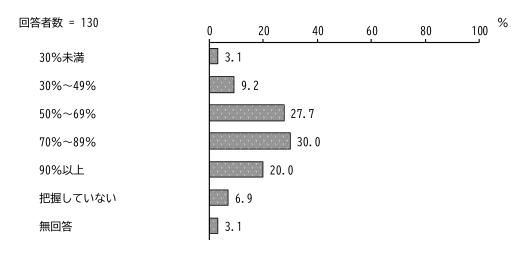
① 規模

「500 世帯以上」の割合が36.2%と最も高く、次いで「100 ~299 世帯」の割合が30.8%、「300 ~499 世帯」の割合が19.2%となっています。



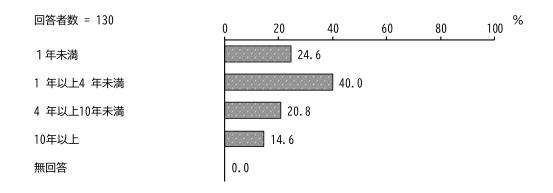
② 加入率

「70%~89%」の割合が30.0%と最も高く、次いで「50%~69%」の割合が27.7%、「90%以上」の割合が20.0%となっています。



③ 自治会長の在任期間

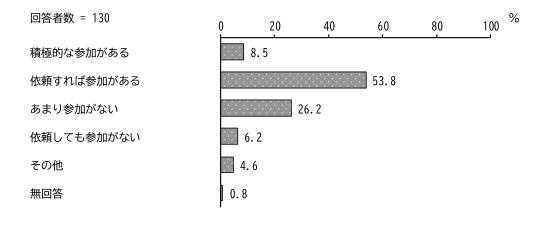
「1年以上4年未満」の割合が40.0%と最も高く、次いで「1年未満」の割合が24.6%、「4年以上10年未満」の割合が20.8%となっています。



【地域住民の状況】

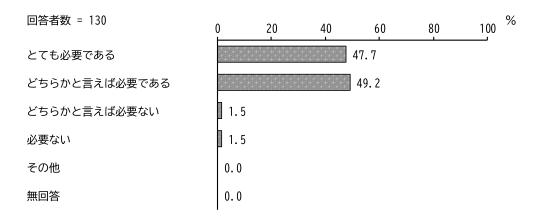
① 地域活動への住民の参加状況

「依頼すれば参加がある」の割合が53.8%と最も高く、次いで「あまり参加がない」の割合が26.2%となっています。



② 住民同士のつながりの必要性

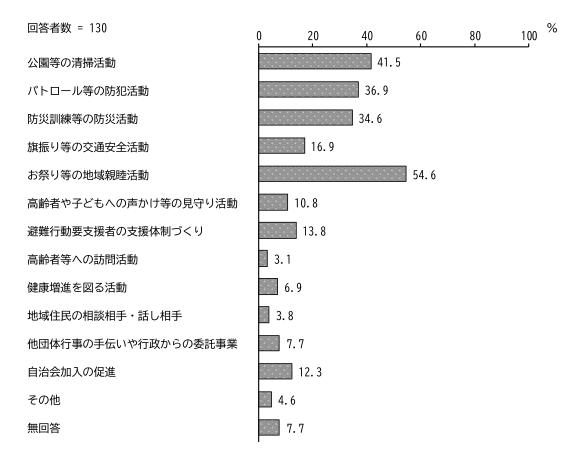
「どちらかと言えば必要である」の割合が49.2%と最も高く、次いで「とても必要である」の割合が47.7%となっています。



【自治会活動】

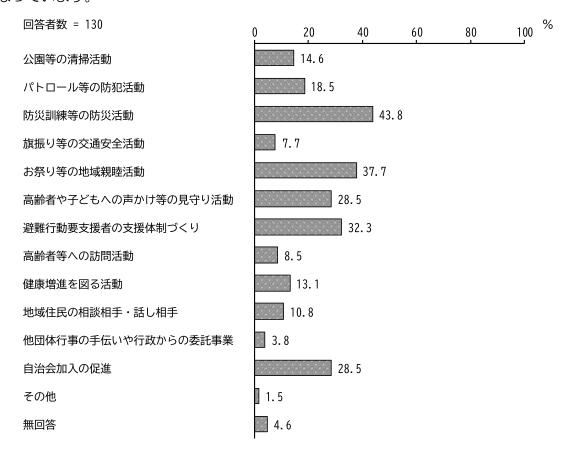
① 重点的に取り組んでいる活動

「お祭り等の地域親睦活動」の割合が54.6%と最も高く、次いで「公園等の清掃活動」の割合が41.5%、「パトロール等の防犯活動」の割合が36.9%となっています。



② 今後取り組みたい活動

「防災訓練等の防災活動」の割合が43.8%と最も高く、次いで「お祭り等の地域親睦活動」の割合が37.7%、「避難行動要支援者の支援体制づくり」の割合が32.3%となっています。

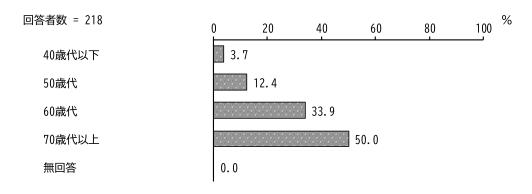


(3) 民生委員・児童委員アンケート

【回答した民生委員・児童委員の概要】

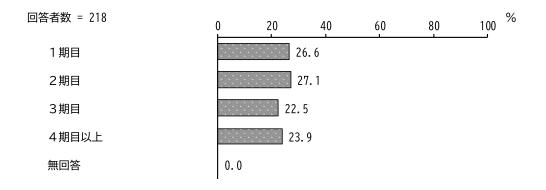
1 年齢

「70歳代以上」の割合が50.0%と最も高く、次いで「60歳代」の割合が33.9%、「50歳代」の割合が12.4%となっています。



② 経験年数

「2期目」の割合が27.1%と最も高く、次いで「1期目」の割合が26.6%、「4期目以上」の割合が23.9%となっています。

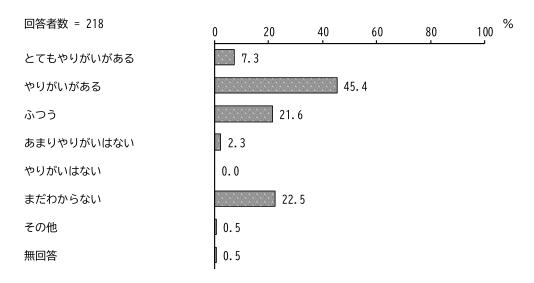


1期=3年

【民生委員・児童委員の活動】

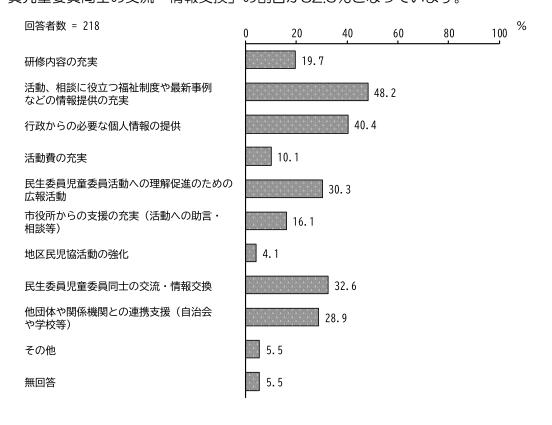
① やりがいについて

「やりがいがある」の割合が45.4%と最も高く、次いで「まだわからない」の割合が22.5%、「ふつう」の割合が21.6%となっています。



② 活動をしやすくするために必要なこと

「活動、相談に役立つ福祉制度や最新事例などの情報提供の充実」の割合が48.2% と最も高く、次いで「行政からの必要な個人情報の提供」の割合が40.4%、「民生委員児童委員同士の交流・情報交換」の割合が32.6%となっています。

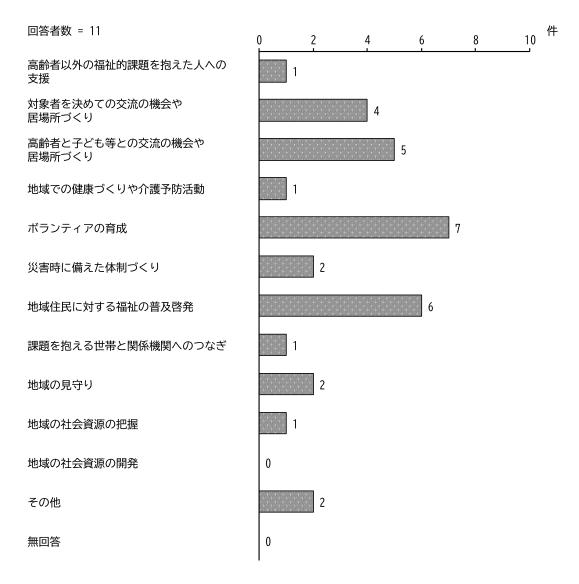


(4) 地区社会福祉協議会アンケート

【地区社会福祉協議会の活動】

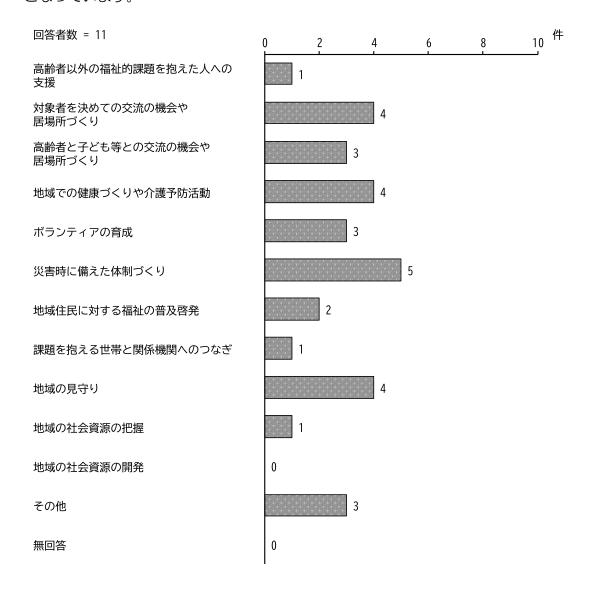
① 重点的に取り組んでいる活動(ふれあいネットワーク事業を除く)

「ボランティアの育成」が7件となっています。「地域住民に対する福祉の普及啓発」 が6件、「高齢者と子ども等との交流の機会や居場所づくり」が5件となっています。



② 今後取り組みたい活動

「災害時に備えた体制づくり」が5件となっています。「対象者を決めての交流の機会や居場所づくり」、「地域での健康づくりや介護予防活動」、「地域の見守り」が4件となっています。

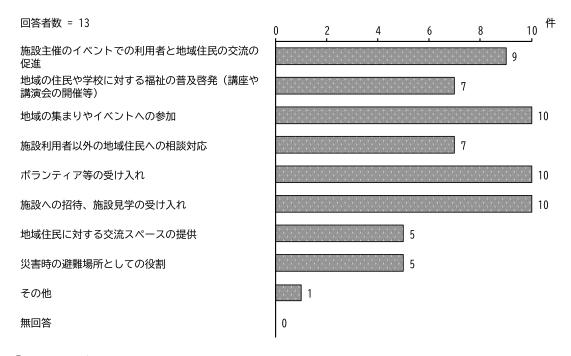


(5) 社会福祉法人アンケート

【社会福祉法人の活動】

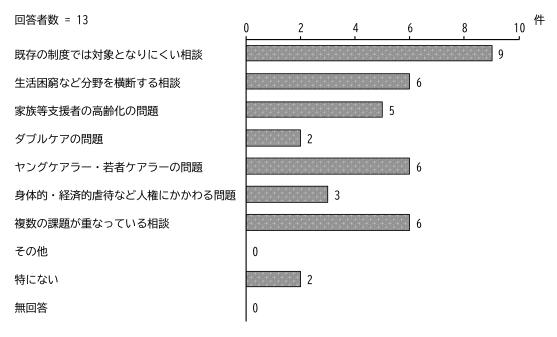
① 法人が行っている地域との交流や、公益的な取り組み

「地域の集まりやイベントへの参加」、「ボランティア等の受け入れ」、「施設への招待、施設見学の受け入れ」が10件となっています。



② 対応が困難な相談

「既存の制度では対象となりにくい相談」が9件、次いで「生活困窮など分野を横断する相談」、「ヤングケアラー・若者ケアラーの問題」、「複数の課題が重なっている相談」が6件となっています。



第6期大和市地域福祉計画

令和7年4月発行

編集・発行:大和市 あんしん福祉部 福祉総務課 住 所:〒242-8601 大和市鶴間一丁目 31番7号

T E L: 046-260-5604

U R L: http://www.city.yamato.lg.jp